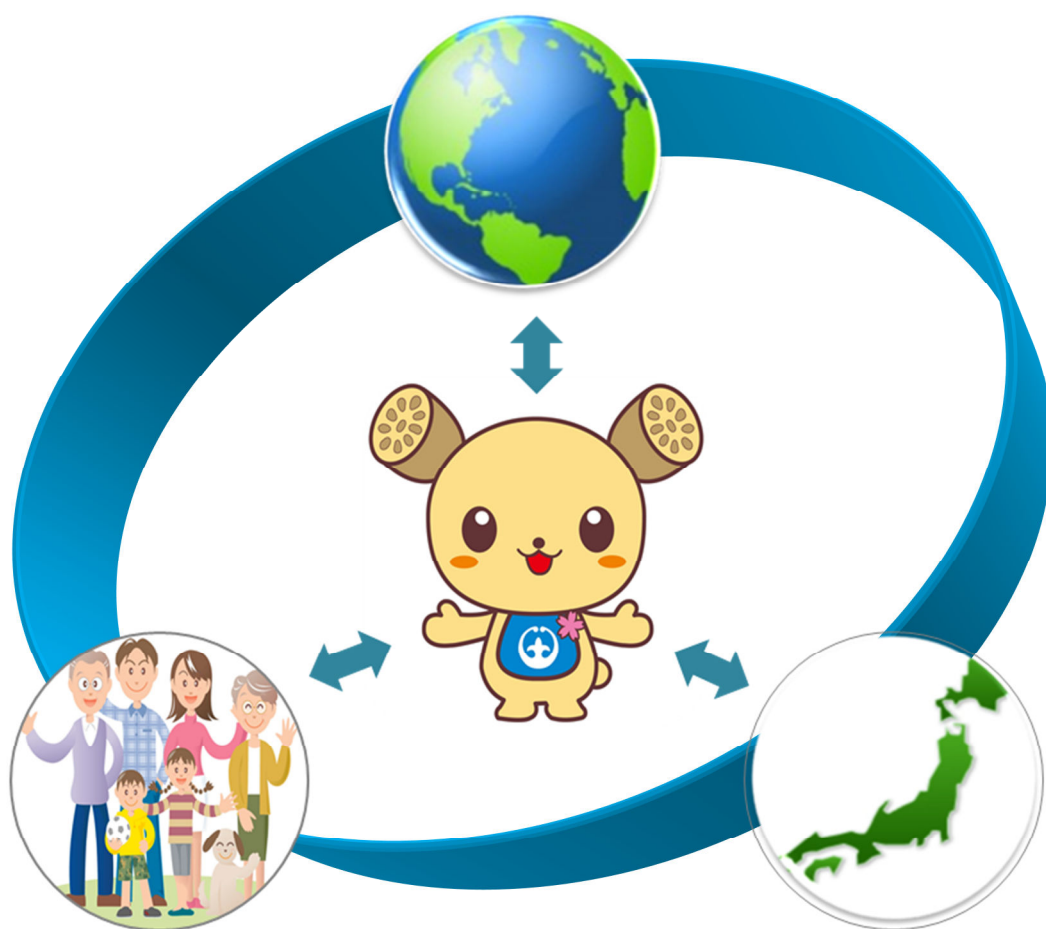


第2次土浦市総合情報化基本計画

～ICTでひろがる未来の土浦～



平成25年3月

土 浦 市

はじめに



近年、人々の価値観や生活スタイルが多様化する中、インターネットを始めとする情報通信技術（ICT）は、社会活動に大きな影響を与えると同時に、日常生活においても必要不可欠なものとなってきております。

このため、本市では、平成14年5月に「土浦市総合情報化基本計画」を策定し、各種情報化施策を推進し、市民の利便性・快適性を向上させるとともに電子市役所の基盤を整備いたしました。

さらに、社会情勢や情報社会の多様化に対応するため、平成19年3月に同計画の改訂を行い、市内の通信インフラ整備の促進と庁内通信インフラの整備や各種システム構築など行政の様々な分野における具体的な取り組みを推進し、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図ってまいりました。

こうした中、その後の技術革新に伴い、インターネットサービスの高速化やスマートフォンやタブレットPCなどの新たなモバイル端末機器の普及、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）やクラウドの登場によるサービスの多様化・高度化が進むなど、情報社会を取り巻く環境は大きく変化してきております。また、東日本大震災の経験から防災におけるICTの役割の重要性が再認識されております。

このようなことから、急速な発展を遂げる情報社会に対応し、更なる市民サービスの向上を図るため、これまで展開してきました情報化施策を更に発展させ、地域及び行政の情報化を計画的に推進するため、今般、新たに「第2次土浦市総合情報化基本計画」を策定いたしました。

本計画は、「ICTでひろがる未来の土浦」を基本理念として「市民の利便性の向上と地域情報化の促進」、「安心・安全な社会の実現」、「電子市役所の推進」、「情報セキュリティ対策等の推進」の4つの基本方針を掲げ、便利でだれもが安心して暮らせる自立と協働の電子市役所の構築に取り組む内容になっています。

本計画に基づき実施する各種の施策の推進に当たりましては、市民の皆様全てがICTの恩恵を享受できるよう努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

平成25年3月

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	3
4	計画の推進体制	4
5	土浦市を取り巻く情報化の動向	5
	(1) 情報化に関する社会の動向	5
	(2) 国の動向	9
	(3) 県の動向	12
6	土浦市の情報化の状況	14
	(1) 土浦市のICT化の状況	14
	(2) 土浦市役所のICT化の状況	15
	(3) 総合情報化基本計画の策定状況	15
7	土浦市の情報化の課題	17
8	計画の基本理念	18
9	計画の基本方針	19
10	計画の推進方策と推進施策	21
	(1) 計画の体系	22
	(2) 推進方策と推進施策の展開	23
	用語解説	44
	参考資料	56

インターネットやスマートフォン*等に代表される情報通信技術(Information and Communication Technology:以下「ICT」とします。)の著しい発達、情報社会*の進展を促し、今や私たちの生活に欠かすことのできないものとなっています。

いつでもどこでも情報でつながるユビキタスネットワーク*環境が整い、ICTによる情報社会*のスマート化が一層図られようとしています。

本市では、昭和60年9月に「土浦市テレピア基本計画」を策定し、昭和61年に郵政省(現総務省)によってテレピア構想*モデル地域に指定されたことにより、ケーブルテレビ*等の情報基盤*が整備されました。

その後、インターネットやパソコン等の普及により形成された情報社会*に対応するため、平成14年5月に「土浦市総合情報化基本計画」を策定し、各種ICT施策を推進し、市民の利便性・快適性を向上させるとともに電子市役所*の基盤を整備しました。そして、社会情勢や情報社会*の多様化に対応するため、平成19年3月に同計画の改訂を行い、「土浦市総合情報化基本計画(改訂)」を策定して、市内の通信インフラ*整備の促進と市内通信インフラ*の整備や各種システム構築など行政の様々な分野における具体的な取り組みを推進し、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図ってまいりました。

今後も、これまで展開してきました情報化施策を更に発展させ、急速な発展を遂げる情報社会*に対応し、更なる市民サービスの向上を目指すと共に、東日本大震災の経験からも、防災におけるICTの役割が非常に重要なことから、地域及び行政の情報化を計画的に推進するため、「第2次土浦市総合情報化基本計画」を策定するものです。

※「ICT」の表記について

「情報通信技術」を意味する言葉として、これまで「IT」(Information Technology)が用いられてきましたが、Communication(コミュニケーション)を加えた「ICT」(Information and Communication Technology)が国際的に定着しているほか、政府でも総務省「IT政策大綱」が平成16年度から「ICT政策大綱」に変更されるなど、コミュニケーションを重視した「ICT」を積極的に用いるようになっていきます。

一般に「IT」と「ICT」は同義として使われていますが、通信技術の進展が著しい中、本市では教育や地域活性化、市民参加など情報通信におけるコミュニケーション(メールやSNS等)の重要性がより増していると考え、「IT」を固有名詞として用いている場合や他団体の計画書を引用する場合等を除き、原則として「ICT」という表記に統一してまいります。

テレトピア構想モデル地域の指定
～筑波研究学園都市と一体となった情報未来都市・土浦を目指して～
指定年月:昭和61年3月

3つの目標

- (1) 筑波研究学園都市との交流とその集積機能の活用による市民生活, 産業の高度化
- (2) 個性ある産業環境を生みだすまちの活性化
- (3) 霞ヶ浦等の自然・歴史的資源を生かした観光・レク機能の充実

土浦市総合情報化基本計画
～やさしさと活力をあわせ持つ新しいまちづくり～
策定年月:平成14年5月
推進期間:平成13年度～平成17年度

基本方針

- (1) ふれあいのある人にやさしいまちづくり
- (2) 快適で魅力あるコミュニティネットワークの創出
- (3) IT活用による地域の活性化
- (4) 行政の情報化—電子自治体の実現—

土浦市総合情報化基本計画(改訂)
～やさしさと活力をあわせ持つ新しいまちづくり～
策定年月:平成19年3月
推進期間:平成18年度～平成22年度

計画の視点

- (1) 市民サービスの向上
- (2) 安心・安全なIT社会の実現
- (3) 電子市役所の推進

基本方針

- (1) 快適でゆとりのある暮らしの実現
- (2) 活力とにぎわいのある情報交流社会の実現
- (3) 安心・安全な市民生活に貢献する情報化の推進
- (4) 市民の視点に立った電子市役所の推進

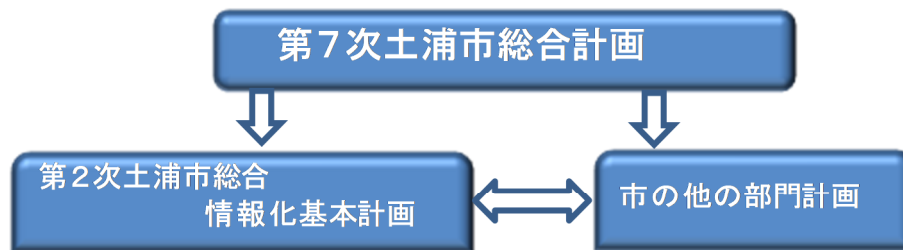
第2次土浦市総合情報化基本計画

2 計画の位置付け

本計画は、「土浦市総合情報化基本計画(改訂)」を引き継ぐ計画として策定します。

また、「第7次土浦市総合計画(平成20年度～29年度)」を上位計画とし、「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」を実現するために情報化の視点から見た、具体的な施策を示した個別計画として策定します。

さらに、本計画は市の他の部門計画における情報化の指針とします。また、本計画の施策の実施に当たっては、他の部門計画と補完・連携して展開していきます。



3 計画の期間

近年のICT環境においては、高速通信網*やモバイル端末機器*の普及、クラウド・コンピューティング*などの新しい技術やサービスの出現、行政の電子化に伴う高レベルの危機管理の必要性の高まりなど、様々な変化への対応が求められています。こうした中で、最適かつ安定した行政サービスの供給や業務継続性の保持を図っていくためには、常に最新のICTの動向を見定め、その変化に計画的に対応して行くことが必要となります。

このため、本計画については、上位計画である第7次土浦市総合計画との整合性を図るとともに、最適かつ計画的な事業の推進を図るため、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

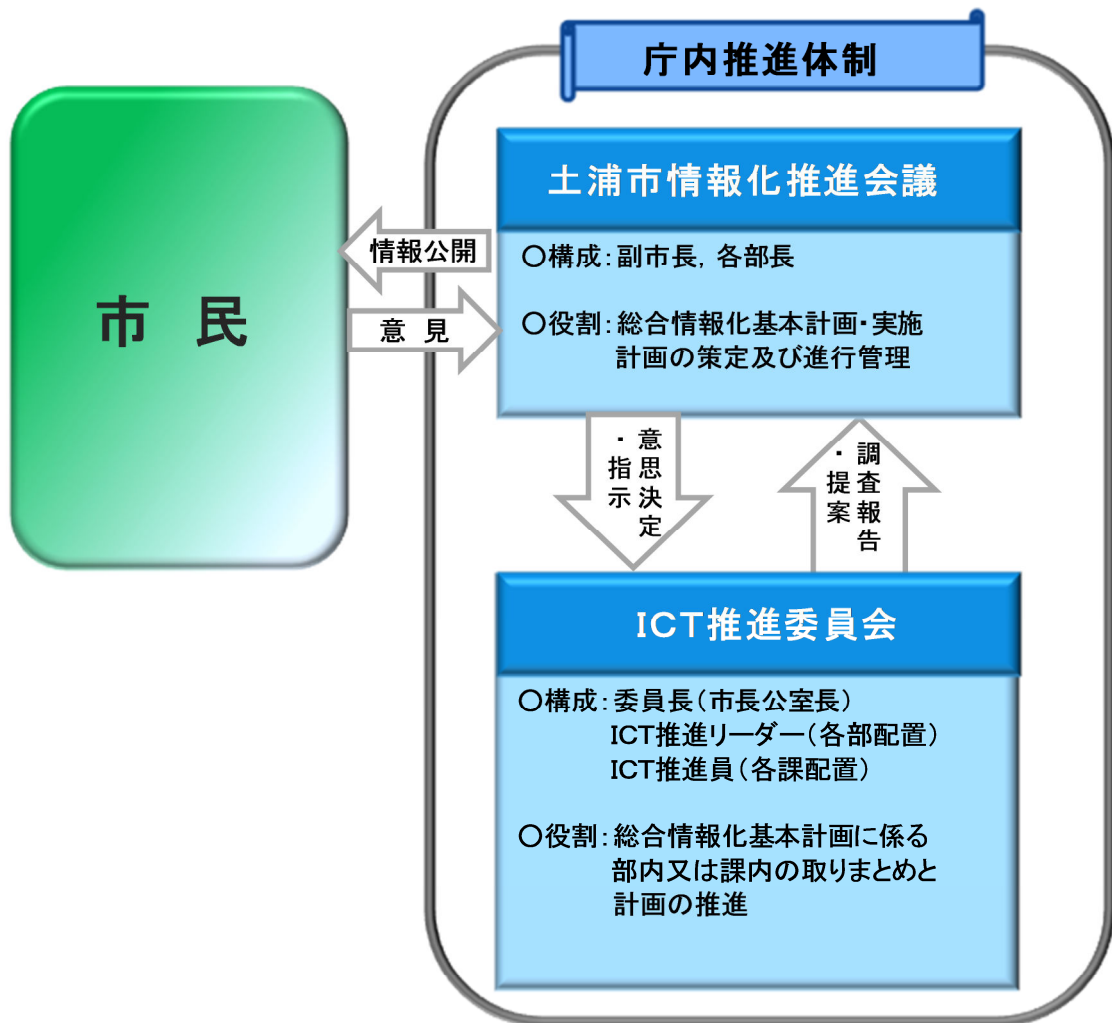
	25	26	27	28	29
土浦市総合情報化基本計画	← 第2次 →				
第7次土浦市総合計画	基本構想				
第7次土浦市総合計画(基本計画)	後期計画				

4

計画の推進体制

本計画の策定及び実施に当たっては、市の幹部職員で構成する「土浦市情報化推進会議」を筆頭に、庁内の情報化の推進役を担う職員で構成する「ICT推進委員会」やICTを活用する事業課間の連携によって全庁的に推進を図るとともに、「土浦市情報化推進会議」を中心に本計画の進行管理を行っていきます。

また、ICTの技術革新のスピードは非常に早く、本計画期間中における社会情勢の変化も予想されることから、これらの変化等に的確に対応するため、必要に応じ本計画及び実施事業の内容の見直しを行います。



5

土浦市を取り巻く情報化の動向

(1) 情報化に関する社会の動向

情報社会*の中心的役割を果たしていますインターネットは、利用者数・人口普及率ともに増加の傾向をたどっており、今やICTは生活に欠かせない重要なインフラ*となっています。その利用形態もインターネットサービスの高度化に伴い、ブロードバンド*回線による高速化やモバイル端末機器*の普及による場所を選ばない環境の創出やツイッター*やフェイスブック*に代表されるSNS(ソーシャルネットワーキングサービス*)の登場などにより多様化しています。

また、インターネットの利用者増加や高速化・モバイル*化に伴って、商業上のサービスも多様化しており、電子決済*による電子商取引*も年々増えています。

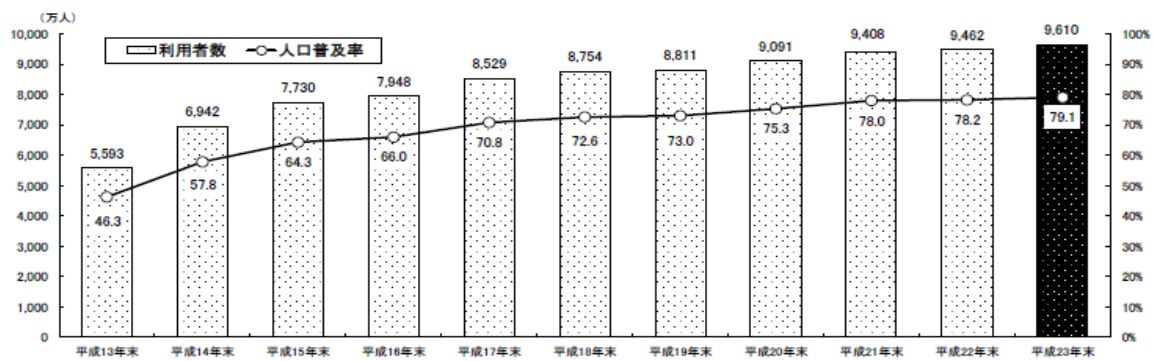
しかし、ICTは、コミュニケーションを飛躍的に高め、社会生活における様々な効用をもたらすものですが、利用状況には世代間格差が存在しています。特に高齢層については年齢が上がるほど利用率が減少し、情報格差(デジタル・デバイド)*が生じています。

○日本のインターネットの利用者数及び人口普及率の推移(個人)

(1) インターネット利用者数及び人口普及率(個人)

平成23年の1年間にインターネットを利用したことのある人は推計で9,610万人と、前年に比べ148万人の増加。人口普及率は79.1%となった。

インターネット利用者数及び人口普及率の推移(個人)

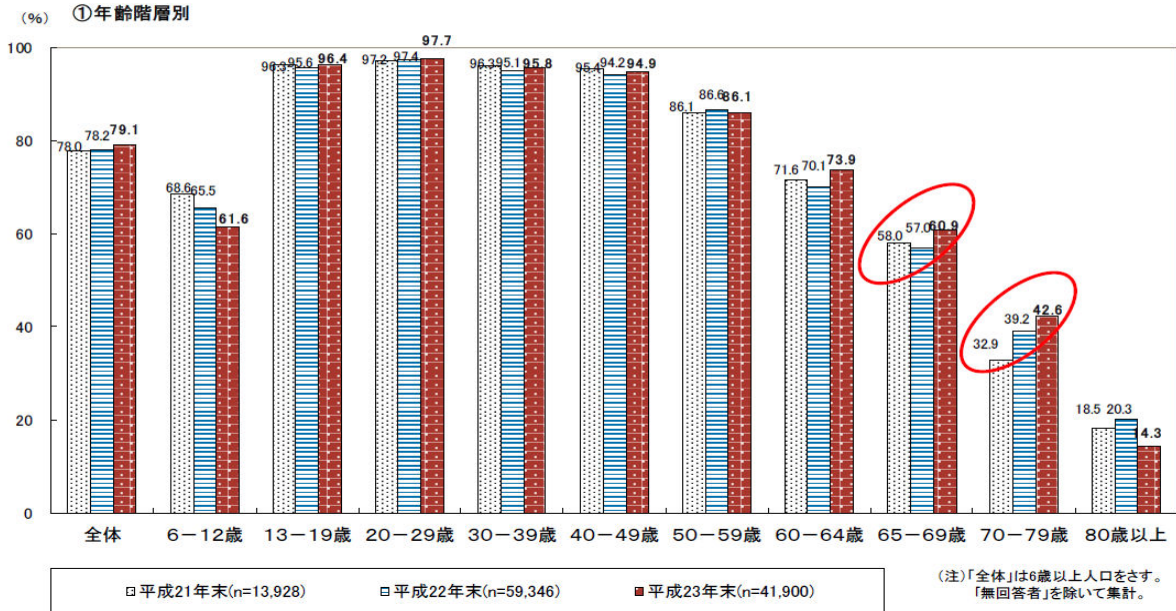


- (注) ① 調査対象年齢は6歳以上。
 ② インターネット利用者数(推計)は、6歳以上で、調査対象年の1年間に、インターネットを利用したことのある者を対象として行った本調査の結果からの推計値。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機等あらゆるものを含み(当該機器を所有しているか否かは問わない)、利用目的等についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用等あらゆるものを含む。
 ③ インターネット利用者数は、6歳以上の推計人口(国勢調査結果及び生命表等を用いて推計)に本調査で得られた6歳以上のインターネット利用率を乗じて算出。
 ④ 無回答については除いて算出している。(以下、本資料に記載した結果につき同じ。)

(出典) 総務省「通信利用動向調査」(平成23年)

○インターネット利用率の年齢階層別状況

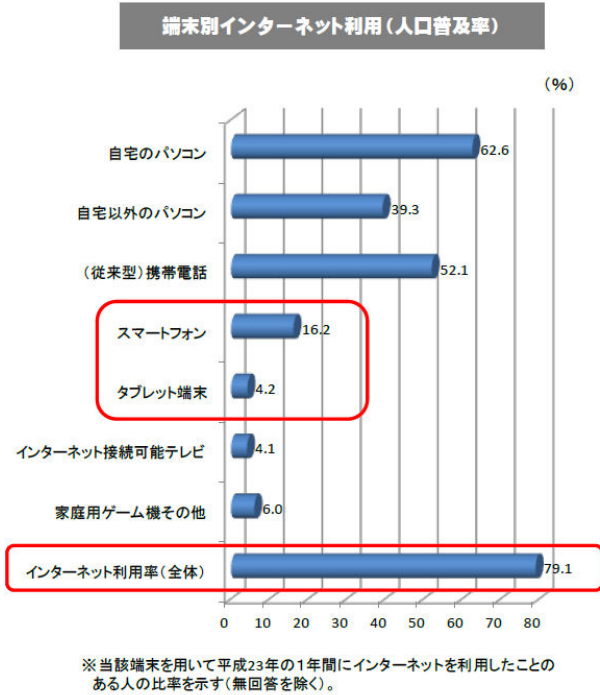
60歳以上のインターネット利用は、概ね増加傾向にあるが、水準としては他の世代に比べて低い。13歳～49歳までの利用率が9割を超えているのに対し、60歳以上は大きく下落。



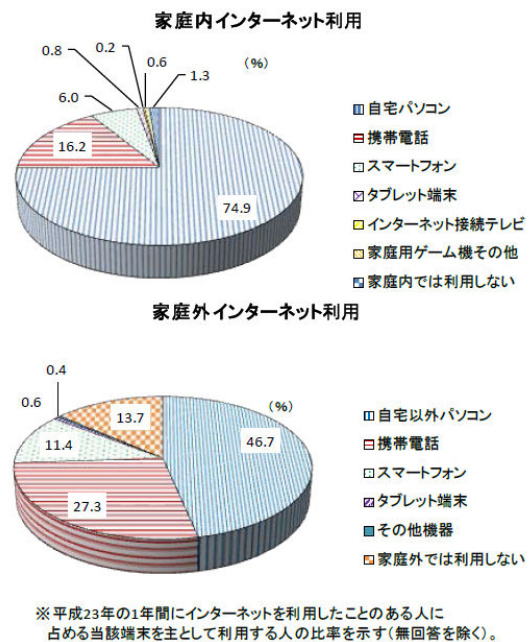
(出典) 総務省「通信利用動向調査」(平成23年)

○インターネット利用端末の種類

全体的には、パソコン及び携帯電話によるインターネット利用が多く、主として利用する端末としても両者が家庭内外で7割を超える。



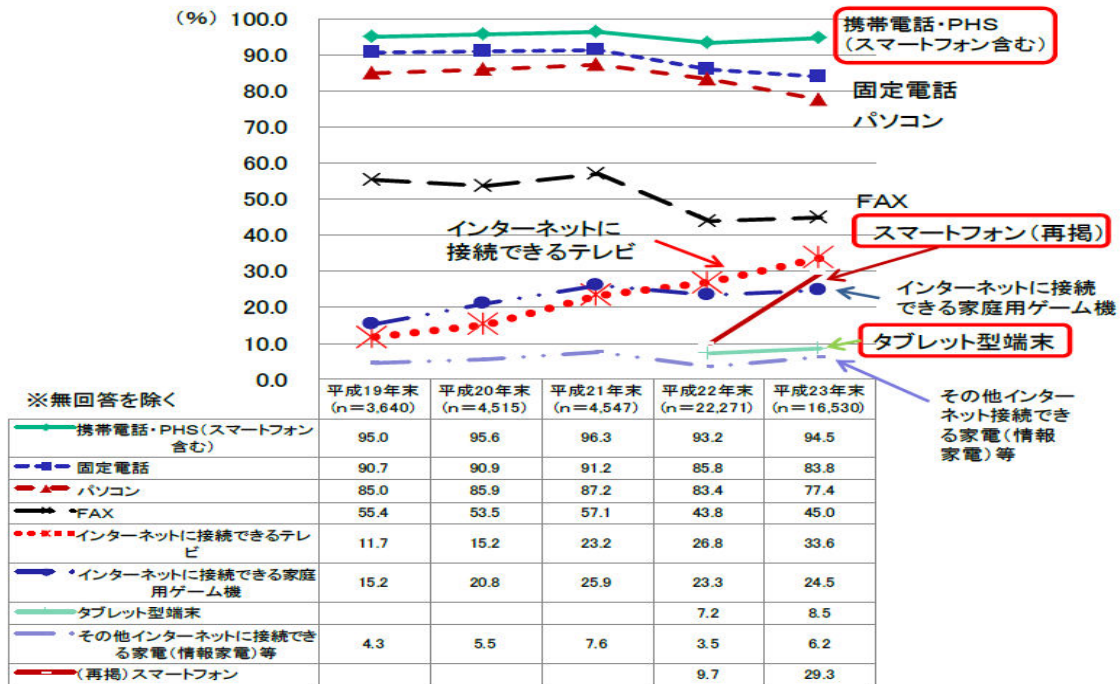
家庭内外で主としてインターネット接続に使う端末(インターネット利用者に占める比率)



(出典) 総務省「通信利用動向調査」(平成23年)

○主要情報通信機器の世帯保有の状況

情報通信機器の普及が全体的に飽和状況の中、スマートフォン保有が顕著な伸び。

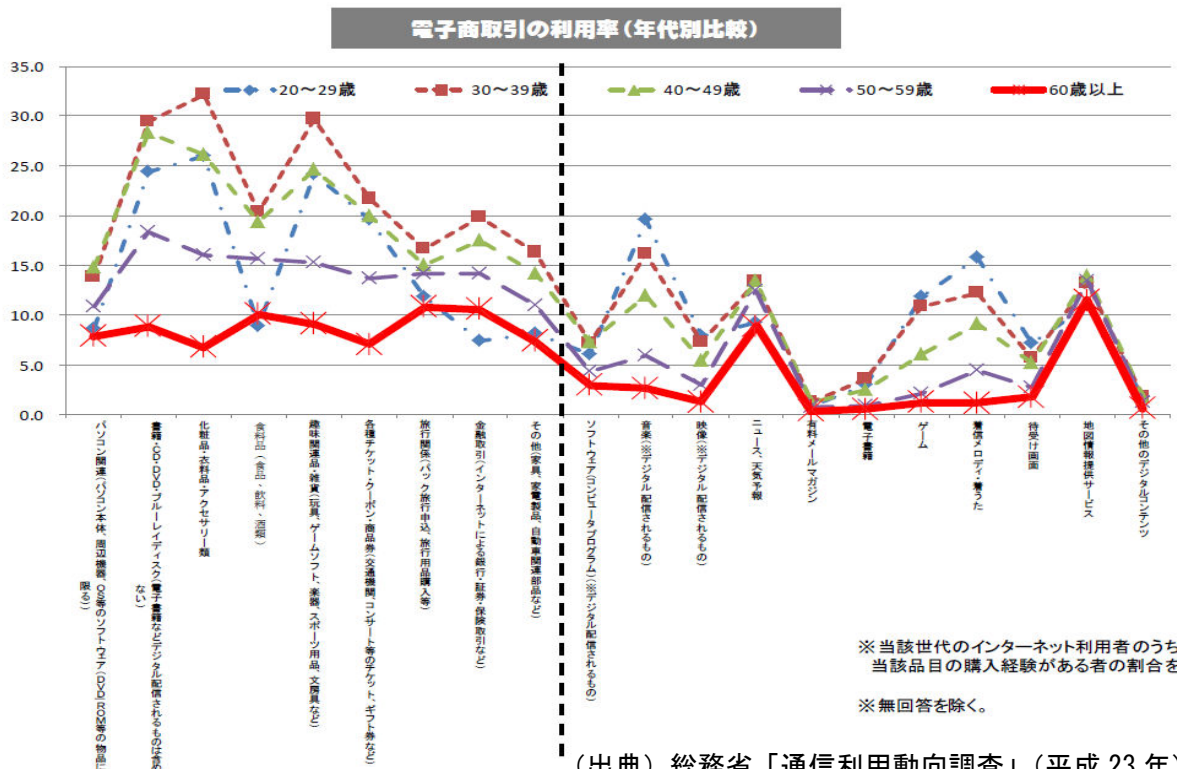


※「携帯電話・PHS(スマートフォン含む)」は、平成22年末以降において、スマートフォンを内数に含む。平成23年末のスマートフォンを除いた場合の保有率は89.4%である。

(出典) 総務省「通信利用動向調査」(平成23年)

○電子商取引

ネット経由の商品購入については、40代までと50代以降に、利用率に大きな格差が存在。



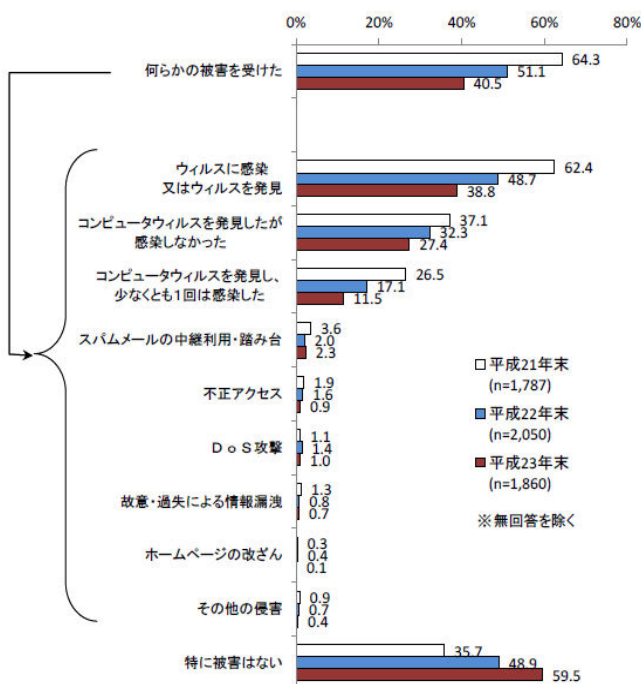
(出典) 総務省「通信利用動向調査」(平成23年)

さらに、インターネットの普及によって利便性が増した反面、「コンピュータウイルス*の感染」、「不正アクセス*」、「スパイウェア*」、「迷惑メール*」などによるインターネット犯罪に巻き込まれ、個人情報や機密情報が流出する危険性も増えています。

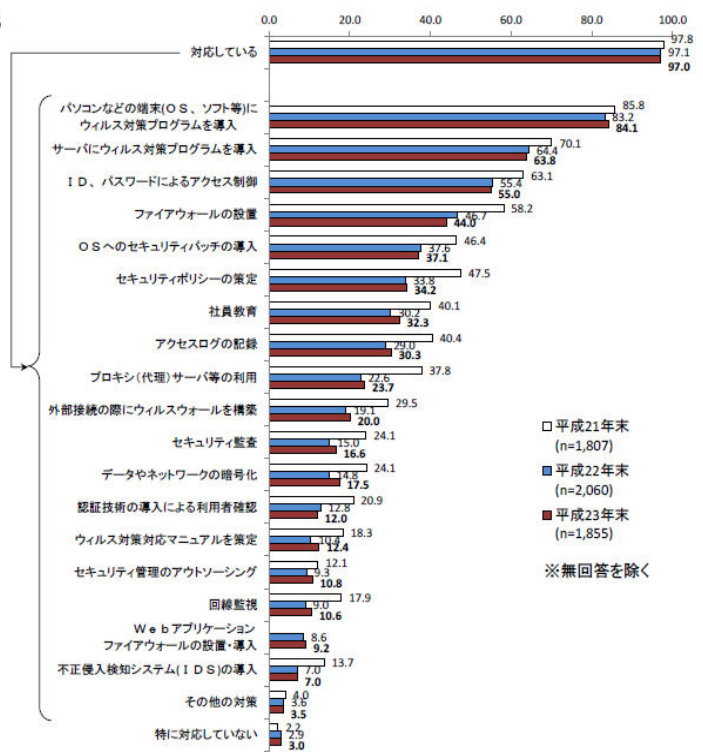
中でもコンピュータウイルス*については、利用者のパソコン(クライアントPC*)が感染することによって外部からの遠隔操作を許し、パスワード等の重要な個人情報の漏えいといった甚大な被害を引き起こすため、セキュリティ対策*の重要性が高まっています。

○企業の情報セキュリティ*被害及び対策の状況

〈企業の情報セキュリティ*被害の状況〉



〈企業の情報セキュリティ*対策の状況〉



(出典) 総務省「通信利用動向調査」(平成23年)

(2) 国の動向

国では、平成13年1月にIT戦略本部*を設置し、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となること」を目標とした「e-Japan 戦略*」を策定し、ブロードバンド*等のICT基盤の整備などを推進しました。そして、平成15年度までに「電子情報を紙情報と同様に扱う行政を実現」することを目標としました。

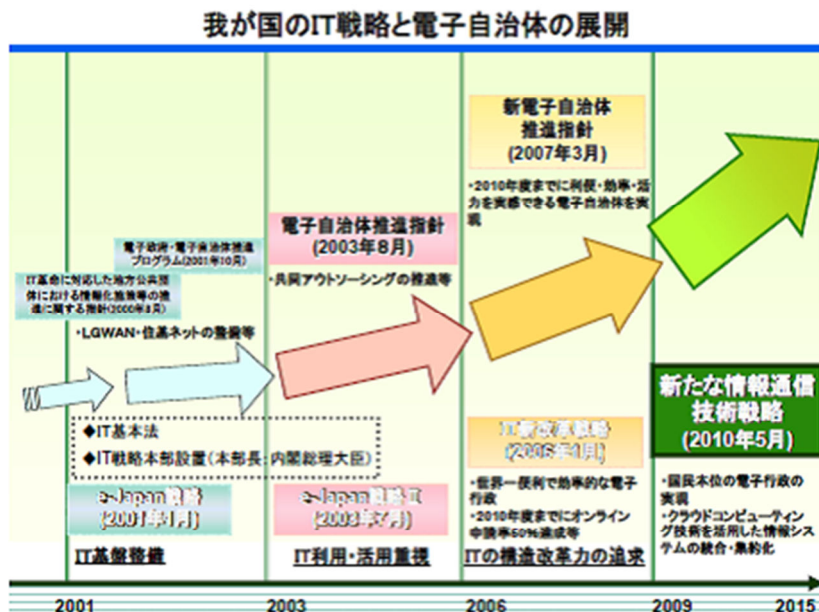
平成15年7月には、「e-Japan 戦略Ⅱ*」を策定し、医療、行政サービス等の7分野でICTの利活用に向けた先導的な取組を推進しました。電子政府*・電子自治体*は、いずれの戦略においても重点分野の一つとして位置付けられ、「重複投資を徹底排除し、行政の透明性を高め、民の参画を促進」することを目標としました。

平成18年1月には、新たなIT国家戦略として「IT新改革戦略—いつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できる社会の実現—」を定め、電子行政については「世界一便利で効率的な電子行政—オンライン*申請率50%達成や小さくて効率的な政府の実現—」を図ることが目標とされました。

平成21年7月には「i-Japan 戦略2015*」を策定し、電子政府*・電子自治体*を三大重点分野に位置づけ、電子政府*推進体制の整備、過去の計画のフォローアップとPDCA*の制度化、国民に便利なワンストップ行政サービス*の提供や「行政の見える化」を推進することを目標としました。

平成22年5月にIT戦略本部*は「新たな情報通信技術戦略」の中で、「国民本位の電子行政の実現」を重点戦略の1つとし、具体的取組として自治体クラウド*による情報システムの統合・集約化を位置付けました。

平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、平成24年1月から「災害に強い電子自治体*に関する研究会」を開催し、地方公共団体の業務継続及びサービス提供の観点から、地域における災害発生時のICTの利活用に関する検討を行っています。



(出典) 総務省「地方自治情報管理概要」(平成23年)

○国の「新たな情報通信技術戦略」具体的な取り組み一覧

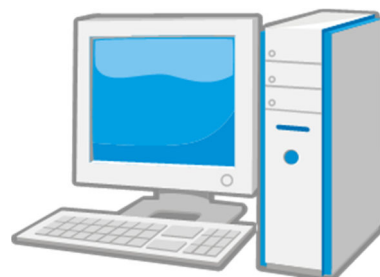
1 ・国民本位の電子行政の実現	(1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化	<ul style="list-style-type: none"> i) これまでの情報通信技術投資の総括とそれを教訓とした行政刷新 ii) 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定 iii) 行政ポータル抜本的改革と行政サービスへのアクセス向上 iv) 国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備 v) 政府の情報システムの統合・集約化 vi) 全国共通の電子行政サービスの実現 vii) 「国と地方の協議の場」の活用
	(2) オープンガバメント等の確立	<ul style="list-style-type: none"> i) 行政情報の公開、提供と国民と政治決定への参加等の推進 ii) 行政機関が保有する情報の活用
2 ・地域の絆の再生	(1) 医療分野の取組	<ul style="list-style-type: none"> i) 「どこでもMY病院」構想の実現 ii) シームレスな地域連携医療の実現 iii) レセプト情報等の活用による医療の効率化 iv) 医療情報データベースの活用による医薬品等安全対策の推進
	(2) 高齢者等に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> i) 高齢者等に対する在宅医療・介護、見守り支援等の推進 ii) 高齢者、障がい者等に優しいハード・ソフトの開発・普及 iii) テレワークの推進
	(3) 教育分野の取組	学校教育の情報化、デジタルデバイドの是正・リテラシー教育の充実
	(4) 地域主権と地域の安心安全の確立に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> i) 地域の活性化 ii) 災害・犯罪・事故対策の推進
3 ・新市場の創出と国際展開	(1) 環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> i) スマートグリッドの推進と住宅やオフィスの低炭素化 ii) 人・モノの移動のグリーン化の推進 iii) 情報通信技術分野の環境負荷軽減
	(2) 我が国が強みを持つ情報通信技術関連の研究開発等の推進	新世代光ネットワーク、次世代ワイヤレス、クラウドコンピューティング、次世代コンピューター、革新的デバイス等の研究開発
	(3) 若い世代の能力を活かした新事業の創出・展開	<ul style="list-style-type: none"> i) デジタルコンテンツ市場の飛躍的拡大 ii) 空間位置情報サービスその他の電子情報を活用した新市場の創出 iii) 高度情報通信技術人材等の育成
	(4) クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等	クラウドコンピューティングサービスの拡大及びデータセンターの国内立地の推進、サービスの提供、アジア市場の取込等
	(5) オールジャパンの体制整備による国際標準の獲得・展開及び輸出・投資の促進	<ul style="list-style-type: none"> i) アジア太平洋地域内の取組 ii) 国際物流における貨物動静共有ネットワークの構築 iii) 情報通信技術グローバルコンソーシアムの組成支援 iv) 情報通信技術による公共調達市場の拡大

(参考) 「平成 24 年度新たな情報通信技術戦略 工程表」から作成

○電子自治体に関する近年の主な取り組み

年	月	総務省自治行政局における取組など	月	法律の施行、政府全体のIT政策・電子政府など(参考)
平成18年	4月	業務・システム刷新化の手引き公表(自治体EA事業) 住民参画システム利用の手引き公表	1月	IT新改革戦略の策定
	7月	電子自治体オンライン利用促進指針策定	2月	第一次情報セキュリティ基本計画
	9月	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(全部改定)	3月	オンライン利用促進のための行動計画
		自治体ISAC実証実験開始		電子政府推進管理室(GPMO)発足
	11月	公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会発足 Web2.0時代の地域のあり方に関する研究会発足	8月	電子政府評価委員会発足 電子政府推進計画の策定
			11月	電子署名にかかる地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行
平成19年	1月	システム効率化ベストプラクティス公表	2月	「セキュリティの日」創設
	3月	新電子自治体推進指針策定 自治体CEPTOAR創設	3月	GISアクションプログラム2010策定
	5月	電子自治体推進のための住民アンケートと改善のポイント公表	8月	電子政府推進計画の改定 地理空間情報活用推進基本法施行
	6月	住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会発足		
	7月	地方公共団体におけるセキュリティ監査に関するガイドラインの公表(全部改定)		
		地方公共団体におけるITガバナンスの強化ガイド公表		
	10月	オンライン利用促進ワーキンググループ及びセキュリティワーキンググループの設置		
平成20年	3月	総合型GIS推進指針の公表 オンライン利用促進ワーキンググループ報告書(「携帯電話を活用した電子申請システムの構築」、「地方公共団体における証明書等の電子交付等」)公表	4月	地理空間情報活用推進基本計画の策定
	8月	地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドラインの公表	6月	IT政策ロードマップ策定
		第1回日韓電子自治体政策交流会議	9月	オンライン利用拡大推進団の設置 オンライン利用拡大行動計画の策定
	11月			
平成21年	1月	オンライン利用促進ワーキンググループ報告書(「インセンティブ付与」、「証明書のペーパーレス化」)の公表	2月	第二次情報セキュリティ基本計画
	3月	セキュリティワーキンググループ検討結果(「外部委託に伴う個人情報漏洩防止対策に関する検討について」、「情報資産のリスク分析に関する検討について」)の公表	4月	デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プランの策定
	5月	地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議第一次中間報告の公表 地理空間情報に関する地域共同整備推進ガイドラインの公表	7月	i-Japan戦略2015の策定
平成22年	4月	地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドラインの公表	2月	「情報セキュリティ月間」創設
	7月	自治体クラウド推進本部設置	5月	新たな情報通信技術戦略の策定 国民を守る情報セキュリティ戦略
	10月	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(一部改定) 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン(一部改定)	6月	新たな情報通信技術戦略工程表の策定 新成長戦略(閣議決定)
平成23年	6月	自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめの公表	8月	電子行政推進に関する基本方針
	8月	自治体クラウドへの取組を支援するため、特別交付税による地方財政措置を創設		新たなオンライン利用に関する計画

(参考) 総務省「地方自治情報管理概要」(平成24年3月)から作成



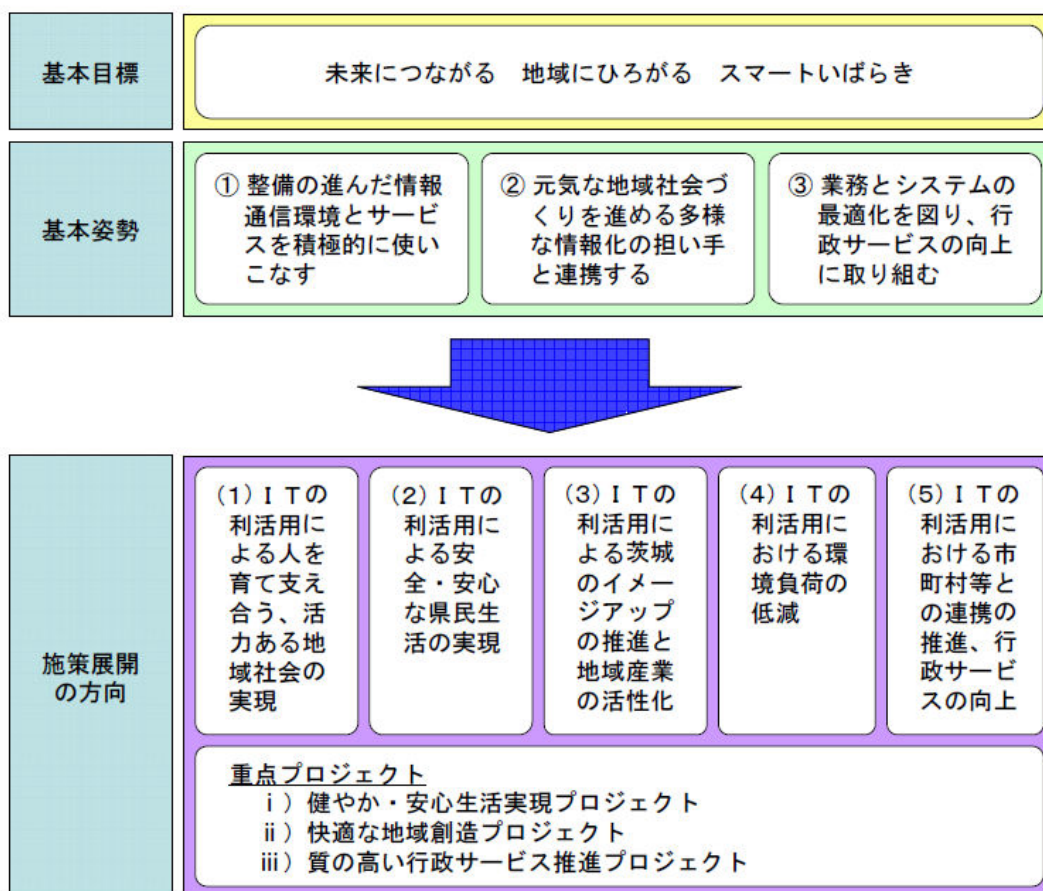
(3) 県の動向

茨城県では、平成23年4月に『未来につながる 地域にひろがる スマートいばらき』を基本目標とした「いばらきIT戦略推進指針」を策定しました。

この指針では、整備の進んだ情報通信基盤の積極的な利活用に加え、地域の多様な情報化の担い手との連携や、業務・システムの最適化による行政サービスの向上を基本姿勢として、技術革新の成果を取り入れながら地域を取り巻く様々な課題に対応し、誰もがICTの利便性を享受できるようになるための各種施策を積極的に展開していくこととしています。

特に、全国をリードするIT先進県としての茨城の将来像を明示するとともに、「健やか・安心生活実現」「快適な地域創造」「質の高い行政サービス推進」の3つのプロジェクトを重点的に推進し、県民誰もが安全、安心、快適に暮らすことができ、先進的な取組などにより活力にあふれ、高度な行政サービスが提供される地域づくりを目指しています。

いばらきIT戦略推進指針



〇県の5つの施策

1 ITの利活用による人を育て支え合う、活力ある地域社会の実現

- (1) ITを利活用した人と人が支え合う地域社会づくり
〔ITを利用した子育て支援、県民の快適な暮らしにつながる生活文化情報提供の充実 等〕
- (2) ITの利活用による生きがいづくりや他地域との交流・情報交換の支援
〔ITによる他地域との交流・情報交換の支援、生涯学習情報や図書館情報の提供 等〕
- (3) 教育の情報化と人材育成の充実
〔児童生徒の発達段階に応じた情報教育の実施、学校におけるIT環境の整備・充実、県民の情報リテラシーの向上 等〕

2 ITの利活用による安全・安心な県民生活の実現

- (1) 保健・医療・福祉分野などのサービス提供の支援
〔地域医療連携ネットワークの整備、県立病院統合医療情報システムの活用、遠隔医療支援システムの整備 等〕
- (2) 防災・防犯・交通等に関わるサービス提供の支援
〔防災に関わるサービス提供の支援、犯罪発生情報の提供体制の充実、統合型GISの活用 等〕
- (3) 食の安全・安心、製品の信頼性に関する情報提供の充実
〔食の安全・安心情報の充実、消費者への情報提供の充実〕

3 ITの利活用による茨城のイメージアップの推進と地域産業の活性化

- (1) 茨城のイメージアップの推進
〔リアルタイム映像及び動画の利活用、誰もが利用できる県のホームページの充実 等〕
- (2) 観光や文化、物産等の地域情報、産業情報の発信
〔県立美術館・博物館所蔵品のデジタルアーカイブ化の推進、産業大県ポータルサイトの充実、国際観光の推進と海外販路開拓の支援 等〕
- (3) 新事業・新産業の創出、産業基盤の整備
〔中小企業の競争力強化の支援、ITベンチャー企業等の支援、国際ビジネス情報提供の支援、ブロードバンドの未整備地域や携帯電話の不感地域の解消、産学連携等による高度な情報通信技術人材の育成支援、ITスキルを身につけた人材育成の支援 等〕

4 ITの利活用における環境負荷の低減

- (1) ITを利活用した環境負荷の低減
〔スマートコミュニティの実現に向けた技術開発等の支援、エコ・ネットカレッジの開設 等〕
- (2) IT自体の省エネ化等と環境負荷の低減
〔情報通信機器のリサイクルや再資源化の推進、情報通信機器購入におけるグリーン調達〕

5 ITの利活用における市町村等との連携の推進、行政サービスの向上

- (1) 電子自治体の推進と業務・システム最適化による行政サービスの向上
〔自治体クラウドの推進によるコスト削減、携帯電話機等のメール機能を活用した情報発信の促進 等〕
- (2) 市町村や他県等との広域的な連携の推進
〔広域連携による行政サービスのための情報システムの集約化や効率化の推進 等〕

(参考) 茨城県「いばらき IT 戦略指針」(平成 23 年 4 月) から作成

6

土浦市の情報化の状況

(1) 土浦市のICT化の状況

① 土浦市域のインターネット環境の普及状況

土浦市内では、有線によるFTTH(光)又はADSLサービス*によるブロードバンド*環境や無線によるインターネット環境が整備されています。

このうち、高速インターネットの代表であるFTTHサービス*も一部地区(NTT 東日本沖宿局管内)が未整備となっていますが、この地域は、市内でケーブルテレビ*事業を行っています土浦ケーブルテレビ(株)のインターネットサービスエリア内にあり、同エリアも順次拡大されています。

また、有線に比べて通信速度は遅くなりますが無線については市内全域をカバーしています。

このようなことから、市内では有線又は無線のいずれかを利用することにより、インターネットサービスを利用できる環境にありますが、情報基盤*の整備状況には地域差があることから、市民が等しく情報化の利便性を享受できるよう情報基盤*の整備促進を図る必要があります。

土浦市におけるインターネット回線契約件数

		(件数)
NTT東日本	光回線	19,600
	ADSL回線	3,100
土浦ケーブルテレビ		12,054
合 計		34,754

※NTT東日本は平成23年7月末現在のインターネット契約件数。

※土浦ケーブルテレビは平成23年10月末現在のインターネット契約件数。

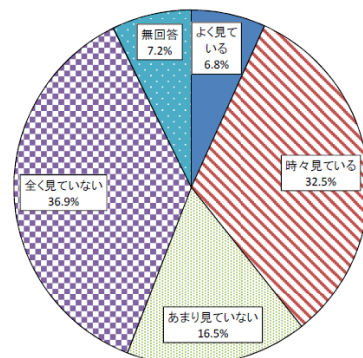
※NTT東日本、土浦ケーブルテレビとも企業契約を含む。

② 土浦市ホームページの閲覧状況

平成23年の市民満足度調査によると、市民による市のホームページの閲覧状況は、「よく見ている」と「時々見ている」を合わせると、39.3%となり、調査対象者の4割の方が閲覧しています。

また、「あまり見ていない」方16.5%を加えると、少なくとも55.8%となり、約6割弱の方が市のホームページにアクセスし、その内容を見たことがわかりました。

Q. 市のホームページをどのくらい見ていますか。(調査対象者1,269人)



(「平成23年度市民満足度調査」より)

(2) 土浦市役所のICT化の状況

市役所の業務の電算化については、昭和41年度からの国民健康保険税のバッチ処理(一括入力処理)を始めとして、当初は税・年金・児童手当等の各種業務の電算バッチ処理の委託によって行ってきました。

昭和58年度からは、オンライン*(現在の基幹系システム*)での処理として税収納システムを開始し、昭和60年度に住民記録の電算化を行うなど順次各種業務のシステム化を図ってきました。

インターネットを利用する時代に入り、平成9年度には市ホームページを開設し、平成11年度には基幹系システム*以外に内部情報系システム*としてイントラネットシステム*を導入しました。

平成14年度には国と地方公共団体を接続する住民基本台帳ネットワーク*システムを構築し、平成15年度には地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク*である総合行政ネットワーク(LGWAN)*に接続し、行政分野におけるネットワーク*が拡大しました。その後、平成16年度の電子申請届出システムの導入、戸籍の電子化、平成18年度の図書館インターネット蔵書予約システムの導入、平成21年度の市税・保育料のコンビニ納付の導入、平成22年度の自動交付機*の導入を行い、電子市役所*化を進めてきました。

また、ハード*面でのネットワーク*の強化を進め、平成17年度に市の主要公共施設を光ケーブル*で接続し、平成19年度に市役所における基幹系システム*の運用において、それまでの高額な運用経費が必要なホストコンピュータ*の利用から、情報機器の高性能化、小型化及びオープン系システム*導入による経費の削減と事務の効率化を目指し、クライアントサーバシステム*に移行しました。

(3) 総合情報化基本計画の策定状況

市では、地域、行政を一体的にとらえた総合的な情報化推進を図るため、平成14年度に土浦市総合情報化基本計画を策定しました。平成18年度にはその土浦市総合情報化基本計画を改訂し、市民の利便性・快適性をさらに向上させるとともに、各種ICT施策を推進し、電子市役所*の基盤を整備してまいりました。

○土浦市総合情報化基本計画(平成13年度～17年度)

この計画で示した情報化施策に関しては、国のシステム開発が遅れたものや想定以上に多額の費用を必要とするためシステム構築が出来なかったもの等を除き、おおむね実施することができ、次に示すような成果を上げることができました。

運用年度	具体的な成果
平成13年度	ふれあいネットワークシステム 統合型地理情報システム*
平成14年度	住民基本台帳ネットワーク*システム 携帯電話に対応したホームページの構築 例規データベースシステム 図書館ホームページの蔵書検索
平成15年度	総合行政ネットワーク(LGWAN)*接続 スポーツ施設予約システム 公的個人認証サービス
平成16年度	市議会会議録検索システム 電子申請・届出システム 戸籍電子情報システム
平成17年度	市の主要公共施設の光ケーブル*接続 電子入札*システム

○土浦市総合情報化基本計画【改訂】(平成18年度～22年度)

この計画で示した情報化施策に関しては、時代の流れで不要になったもの、市のみでは実施出来ないものや想定以上の多額の費用を必要とするためシステム構築が出来なかったものを除き、おおむね実施することができ、次に示す成果を上げることができました。

運用年度	具体的な成果
平成18年度	図書館インターネット蔵書予約システム
平成19年度	簡単申請システム(公民館講座予約) 基幹系システム*のクライアントサーバシステム*への切替え
平成20年度	市ホームページリニューアル
平成21年度	市税・保育料のコンビニ納付
平成22年度	自動交付機*・一部郵便局での各種証明書交付

① ICTによる地域情報化と市民サービスの更なる向上

行政サービスをより便利で身近なものにするために、更なる行政手続の電子化の推進や行政情報サービスの充実を図る必要があります。また、今後も引き続きICTを活用した地域コミュニティの活性化の支援や、子育て世代や高齢者、障害者の方の暮らしを支えるための福祉情報、交流促進のための観光情報など、多種多様なニーズに対応する情報提供体制の充実が必要となります。なお、情報提供体制の充実に当たっては、日々進化するICTの普及や情報格差*の状況を勘案しながら、その状況の変化に適宜対応し、「市民サービスの向上」を図っていくことが課題となっています。特にインターネットを日常に利用されていない方等に対する情報提供に大きな格差が生じないように、広報紙やテレビ・ラジオ等の既存の媒体での情報提供にも配慮していく必要があります。

② 防災・防犯面におけるICTの役割の強化

東日本大震災の経験からも、防災におけるICTの役割は、近年非常に大きなものとなっており、情報化の施策として、これらに適切に対応していくことが必要となっています。また、防犯面から市民の安全確保のため、ICTを有効に活用した迅速な情報提供やより多様な情報伝達手段の整備が必要となります。このように、ICTを活用した「安心・安全な社会の実現」を図っていくことが課題となっています。

③ 電子市役所化の推進

今後は、国・県の動向や法制度等に柔軟に対応し、共同利用や自治体クラウド*も視野に入れながら適切なシステムの構築・導入を計画して、「電子市役所*(自治体)の推進」を図り、一層の事務・事業の合理化や効率化を図る取り組みを行っていく必要があります。また、電子市役所*の実現に向けての取り組みを推進するに当たっては、引き続き各職員が主体的に業務の効率化・高度化に取り組む必要があります。その実現には職員のICT活用能力の向上が欠かせないものとなっています。そのため、研修等により市内ICTの普及を推進する役割を担う職員の育成を図り、全職員のICT活用能力の向上を図っていく必要があります。

さらに、本庁舎の中心市街地への移転が正式に決まったことから、新しい庁舎に対応した電子市役所*(自治体)の構築も必要となっています。

④ 情報の安全性の確保、システムの安全性・継続性の確保

個人情報保護条例の制定や情報セキュリティポリシー*の策定などの制度上の整備をし、情報の管理においては物理的、技術的、人的な情報セキュリティ対策*などを適切に講じていますが、なお一層、個人情報保護の徹底やシステム障害などの予防措置に努め、「情報セキュリティ対策*の推進」を図り、その実効性を高めていく必要があります。

また、システム障害や情報漏えい、大規模災害などの不測の事態が発生した場合に備え、業務継続計画の策定を視野に入れた緊急時に対する危機管理体制の整備に取り組む必要もあります。

ICT(情報通信技術)は、現在の経済社会活動の基盤を形成し、また、現代の市民生活上のコミュニケーションには欠かすことのできないものとなっています。

本計画は、ICTをこれまで以上に活用することにより、市民相互の絆を深め、安心・安全で快適な市民生活が送れる活力のある地域社会の実現を目指すこととし、本計画の基本理念を次のとおり定めることとします。

「ICTでひろがる未来の土浦」

9

計画の基本方針

社会環境は、少子高齢化問題を始めとして、雇用環境の悪化、東日本大震災における環境問題や復興対策など課題も多く、依然として厳しい状況が続くことも想定され、長期的に取り組む必要がある問題も多く存在します。

ICT環境はこれまで、身近な各種課題を情報化の観点から解消するため、急速なインフラ整備が進められ、現在では整備されたシステムの改善や新たなサービスなど、利活用を念頭においた高度情報化社会への対応に移行しています。モバイル化の普及などを例に見るように、その時代に見合った最新のICT環境への適応力も引き続き高めていくことが重要です。

そこで、情報格差*の状況にも配慮しながら、新たなICTを最大限に活用することにより、本計画の基本理念である「ICTでひろがる未来の土浦」の実現に向けて、次の4項目を基本方針とし、便利でだれもが安心して暮らせる自立と協働の電子市役所*の構築に取り組みます。

基本方針 1 市民の利便性の向上と地域情報化の促進

ICTの効率的な利活用により、市民の行政手続の効率化・利便性の向上を図るとともに、地域の情報化を促進します。

また、情報格差*の状況にも配慮しながら、インターネット等を利用した行政情報の発信の充実・多様化と市民等との情報交流の推進を図ります。

基本方針 2 安心・安全な社会の実現

安心・安全なまちをつくるために行政が災害・犯罪などに関する情報を積極的に提供するとともに、行政と市民が情報を共有し、防災・防犯意識を高めます。

このため、ICTを活用した地域防災対策、消防・救急体制や防犯対策情報の充実を図り、消費生活相談情報等を提供することによって、消費生活を支援します。

基本方針 3 電子市役所の推進

市民サービスの向上のために必要な行政事務は積極的に電子化し、事務の効率化・迅速化を目指します。

また、行政事務をシステム化する際には、内容を精査して無理なシステム化を抑制するとともに、庁内各課で整備する情報システムを明確にし、ハードウェアの共有、類似システムの統合あるいは共同利用や自治体クラウド*も視野に入れながら効率的な行政運営に努めます。

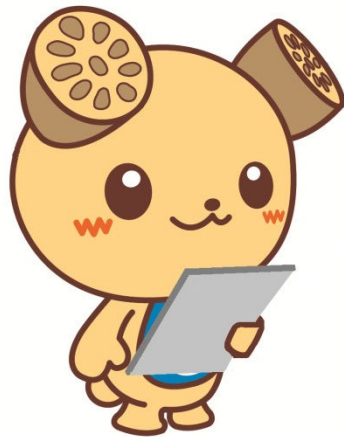
さらに、庁内情報化の人材の育成を図り、情報の有効利用を図ることにより事務の効率化を進めます。

基本方針 4 情報セキュリティ対策等の推進

安全にICTを利用するために、個人情報や重要機密の漏えいの防止やシステムのセキュリティ対策*に万全を期します。

また、ICTを活用して業務を実施する職員等のセキュリティ研修等を実施し、セキュリティポリシー*の普及強化を図ります。

4つの基本方針毎に推進方策を位置付けて、施策の目指す目的や効果など、その方向性を示すとともに、その推進方策を具現化するための推進施策を位置付け、市の情報化を推進して行きます。



なお、推進施策については、施策名のほか、推進区分を設けるとともに施策の担当課を表示しています。このうち、推進区分に表示した用語の意義は、概ね次のとおりとなっています。

- (1) 継続：前計画と同様に引き続き取り組むもの
- (2) 拡充：前計画で実施した施策を実施手法の見直しや対象範囲の拡大等により拡充して取り組むもの
- (3) 新規：新たに取り組むもの
- (4) 検討：国・県の制度の動向、技術の進展、本市事業の進捗など、前提条件となる状況を見極めた上で取り組むもの

(1) 計画の体系

基本理念	基本方針	推進方策	推進施策	
ICTでひろがる未来の土浦	1 市民の利便性の向上と地域情報化の促進	[1] 行政サービスの電子化の推進	① 電子申請・簡易申請サービスの推進 ② 電子入札システムの活用 ③ 地方税電子申告システムの活用 ④ 図書館システムの整備 ⑤ 郵便局・コンビニの利用の促進 ⑥ 自動交付機の導入の推進 ⑦ インターネット公売の推進 ⑧ クレジット納付の推進	
		[2] ホームページの充実	① ホームページの充実 ② インターネットによる動画配信の活用(議会活動) ③ インターネットによる動画配信の活用(イベント等)	
		[3] 福祉情報の充実	① 総合福祉システム(ふれあいネットワークシステム)の充実 ② 福祉・ボランティア団体のネットワーク化支援 ③ 高齢者見守りキーホルダー事業の推進 ④ 子育て情報の発信 ⑤ 障害者・高齢者に対する各種情報提供の充実 ⑥ 音声付ホームページの構築	
		[4] 予約システムの拡充	① 公共施設の予約システムの拡充 ② 公民館講座の申込システムの実施 ③ 図書館情報ネットワークの充実 ④ 集団検診・医療機関検診の受診申込受付の拡充	
		[5] 観光資源・イベント情報等の充実	① 情報提供手法の充実 ② 各種団体ホームページの充実 ③ 博物館資料情報提供システムの充実	
		[6] 情報交流の推進	① 市民活動団体の支援 ② 環境情報の収集・提供体制の活用	
		[7] 情報基盤の整備の促進等	① 情報通信基盤の整備の促進 ② 公衆無線LANの整備の推進	
		2 安心・安全な社会の実現	[1] 防犯・防災メールの活用	① 安心・安全情報メールの活用 ② エリアメールの活用
			[2] 防災行政無線・各種メディア等を利用した防災情報の発信	① 防災行政無線の活用 ② 防災放送(ラジオ、TV)の活用 ③ 災害発生時等のホームページ(SNS)の活用
			[3] 防犯・安全等の情報提供の充実	① 防犯対策・交通安全対策の充実 ② 消費生活情報ネットワークの活用
		3 電子市役所の推進	[1] 情報システム・機器の最適化等の推進	① 総合文書管理システムの構築 ② 省エネ法関係集計システムの導入 ③ 農業行政システムの充実 ④ 農林業の情報化の支援 ⑤ 建設CALS/EC(電子納品)の活用 ⑥ 消防・救急通信のデジタル化への移行 ⑦ ICT端末を利用した救急業務の効率化
			[2] 学校ICT化の推進	① 学校教育情報ネットワークの拡充 ② 情報教育指導者の充実 ③ 学校図書の情報化の推進 ④ 校務情報化事業の推進
			[3] 広域ネットワークの充実	① システム共同化の推進
			[4] GIS(地理情報システム)の活用	① 庁内GISの活用 ② 茨城県域統合型GISの活用
	[5] 自治体クラウド導入の検討		① 自治体クラウド導入の検討	
	[6] 共通番号(マイナンバー)制度への対応		① 共通番号(マイナンバー)制度への対応	
	[7] 新庁舎移転に伴うシステムと総合窓口の整備		① 新庁舎移転に伴うシステムの整備 ② ICTを活用した総合窓口の整備	
	4 情報セキュリティ対策等の推進		[1] 機器のセキュリティ対策(不正侵入・ウイルス対策)の向上	① 情報セキュリティ対策の推進
			[2] ICTによる情報漏洩対策の実施	① 個人情報等の保護対策の徹底
			[3] ICT人材の育成	① 情報化研修の実施 ② 情報セキュリティ研修の実施
		[4] ICT-BCP(事業継続計画)の策定と災害時の対策	① ICT-BCP(事業継続計画)の策定 ② 停電等非常時の訓練の実施	

(2) 推進方策と推進施策の展開

基本方針1 市民の利便性の向上と地域情報化の促進

推進方策

[1] 行政サービスの電子化の推進

■ 概要

県との共同システムである「いばらき電子申請・届出サービス」、「電子入札*システム」を利用して、行政手続の電子化を推進します。

また、インターネットを介して地方税の申告手続等が自宅でできる地方税電子申告システム*のPRを強化して利用率の向上を目指します。

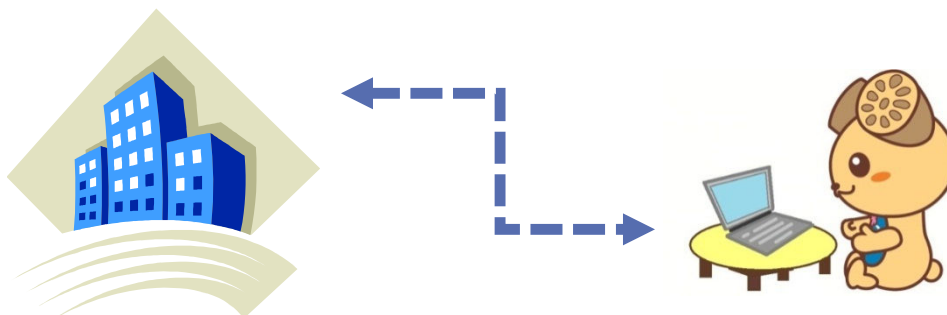
図書館においては、ICタグ*を利用した貸出システムの整備を図るとともに、自動貸出機や盗難防止システムなどの導入を検討します。

さらに、ICTを活用して郵便局やコンビニエンスストア、自動交付機*など、市役所や支所出張所以外でも住民票の発行や税金の支払い等ができるシステムの利用促進を図ります。

■ 目的・効果

行政手続の電子化を推進することや、自宅のパソコン等を使い電子申告できるシステムを活用することにより、市民の利便性が向上し、事務の効率化が進みます。

また、郵便局やコンビニエンスストア、自動交付機*等を利用して、より最寄りの場所で住民票などが取得できます。さらに、税金等の支払い方法の多様化や、納付時間が拡大することにより、市民の利便性が向上するとともに納付率向上も期待できます。



推進施策	推進区分	担当課
電子申請・簡易申請サービスの推進	継続	関係各課
電子入札*システムの活用	継続	管財課
地方税電子申告システムの活用	継続	課税課
図書館システムの整備	拡充	図書館
郵便局・コンビニの利用の促進	拡充	関係各課
自動交付機*の導入の推進	継続	市民課
インターネット公売の推進	継続	納税課
クレジット納付の推進	継続	納税課

推進方策

〔2〕 ホームページの充実

■ 概要

市のホームページについては、既に導入した外国語翻訳機能や用語解説機能などの機能面の強化に加え、市の業務等に関する最新情報を必要な時に入手できるよう、各課ホームページ*、市議会・教育委員会・各学校・図書館等の各種ホームページ*を充実させ、市民の利便性の向上を図ります。

また、ツイッター*等のSNS*やブログ*、メールマガジン*などを活用し、積極的な情報発信に努めます。

そして、市民の皆様からの市政に対する御意見や御提案、各計画等に対するパブリック・コメント*などを電子メールのお問い合わせフォームを利用してお受けし、市の回答をホームページ上で紹介していますが、それらの一層の充実を図ります。

さらに、インターネットを利用して、市議会の録画配信の実施や各イベントの動画配信等を実施し、いつでも視聴できる環境を整えます。

■ 目的・効果

ホームページの充実を通して、市の業務等についての最新情報の発信を行い、市民の利便性の向上を目指します。また、土浦市公式ツイッター*等のSNS*や図書館、健康情報ブログ*、メールマガジン*を通して情報を発信することで、市の情報を市民がより身近に感じることができるようになります。

さらに、市議会の録画配信などを通して、議会活動の透明性を図り、開かれた議会を目指します。また、各種イベントの様子などを動画配信することで、市の行事やイベントをより広く、より分かり易く市民に知らせることが可能となります。



推進施策	推進区分	担当課
ホームページの充実	拡 充	全課
インターネットによる動画配信の活用(議会活動)	継 続	議会事務局
インターネットによる動画配信の活用(イベント等)	検 討	関係各課

推進方策

[3] 福祉情報の充実

■ 概要

ICTを活用し、子育て世代や高齢者、障害者の方の暮らしを支えるための福祉情報・システムの充実を図り、高齢者等が安心して住み続けられる地域づくりを目指します。

市の公式ホームページについては、平成22年度に外国語翻訳機能を、平成24年度に用語解説機能を導入しましたが、新たに音声付機能を導入して高齢者等の利便性を高めます。

■ 目的・効果

総合福祉システム(ふれあいネットワークシステム)の整備や福祉・ボランティア団体のネットワーク化の支援を通して、更なる福祉サービスの充実を図ります。

福祉情報・システムの一つである見守りキーホルダー事業では、高齢者に緊急の事態が発生した場合に、ICTを活用して速やかな身元確認や関係機関(警察・消防・医療機関等)への情報提供を行うことができ、高齢者の安全確保に役立っています。

また、子育てに関わる情報をメールやツイッター*等で提供することで、子育て世帯の孤立化を防止します。

そして、市で作成する計画や手引きにSPコード*を活用するなどして、障害者の方にも情報の提供ができるよう配慮します。

さらに、市の公式ホームページに音声付機能の導入を図ることで、高齢者や障害者等の情報収集が容易にできるようになります。



推進施策	推進区分	担当課
総合福祉システム(ふれあいネットワークシステム)の充実	継続	関係各課
福祉・ボランティア団体のネットワーク化支援	継続	社会福祉課
高齢者見守りキーホルダー事業の推進	継続	高齢福祉課
子育て情報の発信	拡充	こども福祉課
障害者・高齢者に対する各種情報提供の充実	継続	障害福祉課
音声付ホームページの構築	新規	広報広聴課

推進方策

[4] 予約システムの拡充

■ 概要

現在、県との共同での「いばらき公共施設予約システム」や「いばらき電子申請・届出サービスシステム」によりスポーツ施設の利用予約や公民館講座の利用申込が、市の独自による「図書館資料の予約システム」により図書館資料の利用予約がインターネット(携帯電話等を含む)を介して可能となっています。今後は、文化施設や生涯学習施設についてもインターネットで利用予約ができるように機能の拡充を図ります。

また、平成24年度から健康診査、各種がん検診等の集団検診において、インターネットでの受診申込受付を実施していますが、医療機関検診にも拡充し、さらに市民の利便性の向上を図ります。

■ 目的・効果

パソコンや携帯端末機を利用して、自宅や外出先など場所や時間を選ばないで各種の予約が可能になり、利用者の利便性が向上します。

また、市の検診等を利用する機会の少なかった若い世代の市民の受診率の向上や、定期的な受診習慣の定着、それに伴う疾病の早期発見などの効果が期待できます。



推進施策	推進区分	担当課
公共施設の予約システムの拡充	拡充	関係各課
公民館講座の申込システムの実施	継続	公民館
図書館情報ネットワークの充実	継続	図書館
集団検診・医療機関検診の受診申込受付の拡充	拡充	健康増進課

推進方策

[5] 観光資源・イベント情報等の充実

■ 概要

ケーブルテレビ*やラジオ，地上デジタル放送，インターネットテレビ等の各種情報媒体を通して，市内の観光や土浦全国花火競技大会やかすみがうらマラソン等のイベント情報を発信します。

また，博物館「情報ライブラリー」においても，博物館の画像・映像資料，新聞情報の検索や閲覧ができるような環境を整備します。

■ 目的・効果

市で開催される様々なイベントについて，テレビ・ラジオ等を通して，情報を発信し，広報紙や市のホームページ以外の情報提供にも努めます。

また，土浦全国花火競技大会やかすみがうらマラソンのホームページ等を通して，日本全国や海外に土浦をアピールします。

さらに，博物館「情報ライブラリー」を通して，知りたいときにいつでも土浦市の歴史について深く知ることができます。



推進施策	推進区分	担当課
情報提供手法の充実	継続	広報広聴課
各種団体ホームページ*の充実	継続	関係各課
博物館資料情報提供システムの充実	継続	博物館

推進方策

〔6〕 情報交流の推進

■ 概要

市の市民活動情報サイト「こらぼの」では、NPO*法人やボランティア団体など、39団体(平成24年12月現在)の活動情報等を掲載しています。土浦で活動している団体は、団体の詳細ページを持つことができ、そこから情報発信することができます。

市内でのボランティア活動等の情報を探している方は、ボランティア活動やイベント、活動団体の内容を検索することができ、活動やイベントに参加するなど、地域の方との関わりあいを持つために使うこともできます。

また、土浦市地球温暖化防止総合サイト「フーチャネット」では、環境保全活動に関する情報を提供し、市民や事業者と行政との協働を推進しています。今後は、地球温暖化防止に向けた事業者・工場の取組を紹介していきます。

■ 目的・効果

NPO*法人やボランティア団体などの市民活動団体に関する活動内容やイベントなどの情報を提供することにより、市民活動の裾野の広がりや活性化を図ります。

市内の事業者・工場と「土浦市エコパートナー」協定を結び、ICTを活用して省エネ・地球温暖化防止に協働で取り組むことなどにより、市民や事業者の環境保全に対する意識の高揚を図ります。



推進施策	推進区分	担当課
市民活動団体の支援	拡 充	市民活動課
環境情報の収集・提供体制の活用	継 続	環境保全課

推進方策

[7] 情報基盤の整備の促進等

■ 概要

全ての市民が等しく情報化の利便性を享受できるよう、通信事業者の情報基盤*の整備促進やサービスエリア拡大を働きかけます。(NTT光エリアの拡大、ケーブルテレビ*エリアの拡大など)

また、新たな市の施設の整備の際には、施設規模や用途等も考慮して施設内での無線LAN*の設置を検討します。

■ 目的・効果

地域間の情報通信格差を是正し、産業の振興と市民生活の利便性向上に資するという観点から、情報通信基盤を整備促進します。

公共施設で公衆無線LAN*を導入することにより、施設来訪者へ施設案内その他の市政情報の提供等の便宜を供与することで公共サービスの向上を図ります。



推進施策	推進区分	担当課
情報通信基盤の整備の促進	継続	行政経営課
公衆無線LAN*の整備の推進	新規	関係各課

推進方策

[1] 防犯・防災メールの活用

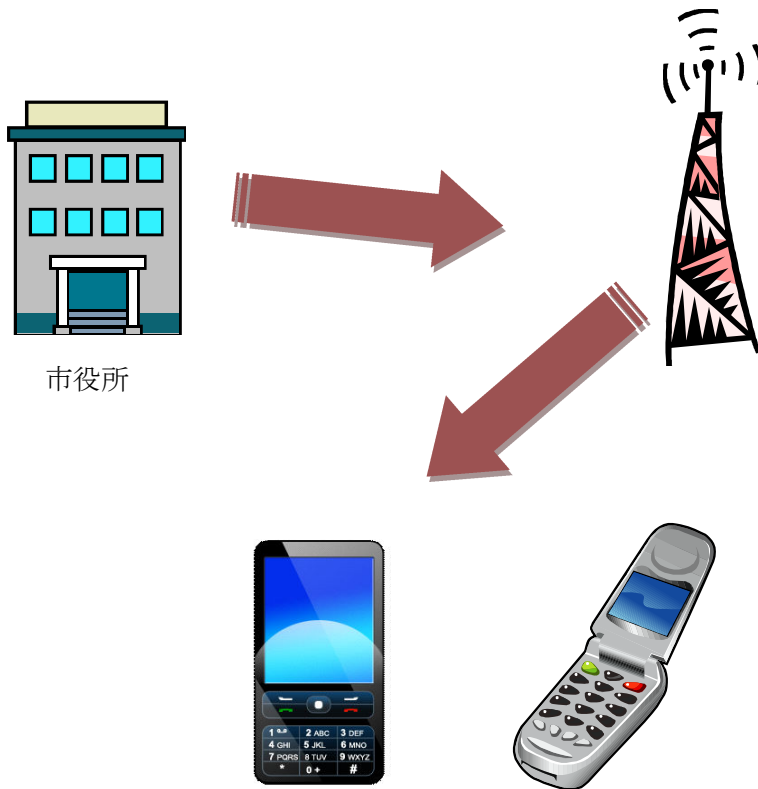
■ 概要

防犯・防災対策を強化するため、携帯電話やスマートフォン*等への市独自の防犯・防災情報メール配信の充実を図ります。

また、携帯電話会社等が行っているエリアメール*を利用して、台風や土砂崩れなど自然災害の情報や、それに伴う避難情報など、住民の安心・安全に関わる様々な情報発信の拡充を図ります。

■ 目的・効果

市民に対して防災、防犯に関する情報提供を行うことにより、市民生活の安心・安全の向上を図ります。



推進施策	推進区分	担当課
安心・安全情報メールの活用	継続	関係各課
エリアメール*の活用	継続	総務課

推進方策

[2] 防災行政無線・各種メディア等を利用した防災情報の発信

■ 概要

防災行政無線やホームページ、SNS*、ケーブルテレビ*、ラジオ放送、テレビ等の各種メディアによる迅速な防災情報の発信を図ります。

また、各種メディアを利用し、市民一人一人に日頃からの防災知識の普及、啓発を図ります。(市ホームページ、いばらきデジタルマップ等を利用した避難場所等の情報提供)

■ 目的・効果

災害時等に多くの市民等へ正確で敏速な情報の伝達を行うことにより、市民等に冷静で適切な対応を促すとともに、市民一人一人の日頃からの防災意識と知識の向上を図ります。



推進施策	推進区分	担当課
防災行政無線の活用	継続	総務課
防災放送(ラジオ, TV)の活用	継続	総務課
災害発生時等のホームページ(SNS*)の活用	拡充	関係各課

推進方策

[3] 防犯・安全等の情報提供の充実

■ 概要

「地域安全情報」等をホームページに掲載するとともに、県の「ひばりくん防犯メール」利用のPR等により、市民の防犯や交通安全に関する意識の啓発・普及を図ります。

また、引き続き消費生活情報ネットワークを活用して、消費生活全般に関する苦情や問合せへの対応、製品使用に関する情報の提供を行います。

■ 目的・効果

刑法犯罪や交通事故の発生を抑制するとともに、消費者被害の未然防止や拡大防止を図り、市民生活の安心・安全の向上を目指します。

推進施策	推進区分	担当課
防犯対策・交通安全対策の充実	継続	生活安全課
消費生活情報ネットワークの活用	継続	消費生活センター

推進方策

[1] 情報システム・機器の最適化等の推進

■ 概要

各課で整備する情報システムにおいて、ハードウェア*の共有化、類似システムの統合あるいは共同開発など、システムの最適化を進めて効率的な行政運営に努めます。併せて、行政事務をシステム化する際には、内容を精査して過剰なシステム化を抑制して、より効率的なシステム化を目指します。

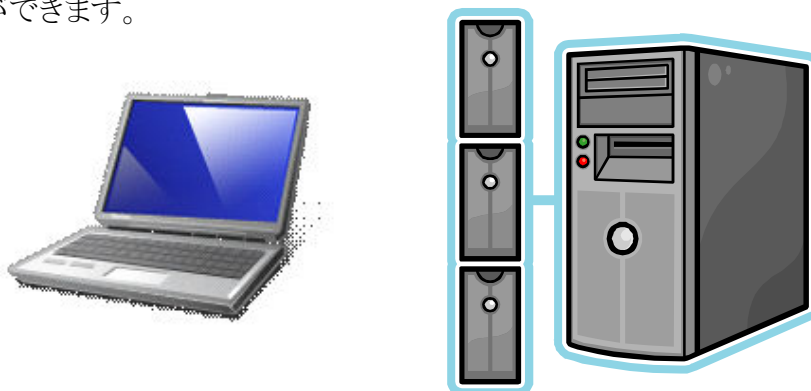
また、ICT端末を救急業務に利用し、リアルタイムでの医療機関との情報交換等を可能にし、搬送先の医療機関の選定や患者の状況報告などに効率的に活用します。

さらに、省エネ法関係集計システムを新たに導入して、業務の効率化を図るための検討もします。

■ 目的・効果

情報システム利用の効率化や、調達・維持管理・機器更新等のコスト削減を図ることが可能となります。

また、救急業務でのICT端末の利用により搬送患者等の救急・救命力を向上させることができます。



推進施策	推進区分	担当課
総合文書管理システムの構築	検討	総務課
省エネ法関係集計システムの導入	新規	環境保全課
農業行政システムの充実	継続	農業委員会
農林業の情報化の支援	継続	農林水産課
建設CALS/EC*(電子納品)の活用	継続	管財課
消防、救急通信のデジタル化への移行	新規	通信指令課
ICT端末を利用した救急業務の効率化	継続	警防救急課

推進方策

[2] 学校ICT化の推進

■ 概要

学校での計画的なICT機器の導入や更新を行い、ICTの積極的な利活用により児童・生徒の学力や情報リテラシー*の向上と、学校業務の効率化の推進を図ります。

また、情報教育指導者の研修を充実し、教職員の情報リテラシー*の向上を図り、児童・生徒に対し、情報モラル等の教育も行います。

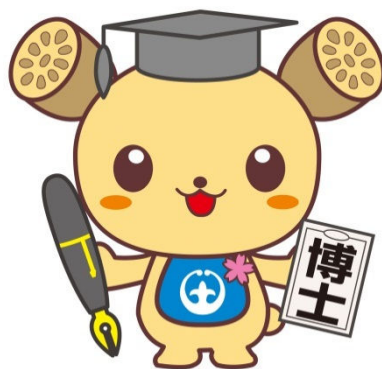
さらに、小中学校の図書室の図書管理システムを利用して、学校図書の効率的な管理を図るほか、校務支援システムの導入や、校務用パソコンの更新などを行い、校務の情報化を推進します。

■ 目的・効果

ICT機器の積極的な利活用による授業改革や、楽しく分かる授業の実現により、児童・生徒の学力や情報リテラシー*の向上を図ります。

ICT支援員を活用して、学校ホームページの充実を図り、開かれた学校づくりを目指します。

校務の情報化を進めることで、教職員の業務の軽減及び効率化を図ります。



推進施策	推進区分	担当課
学校教育情報ネットワークの拡充	拡 充	学務課
情報教育指導者の充実	継 続	指導課
学校図書の情報化の推進	継 続	学務課
校務情報化事業の推進	新 規	学務課

推進方策

[3] 広域ネットワークの充実

■ 概要

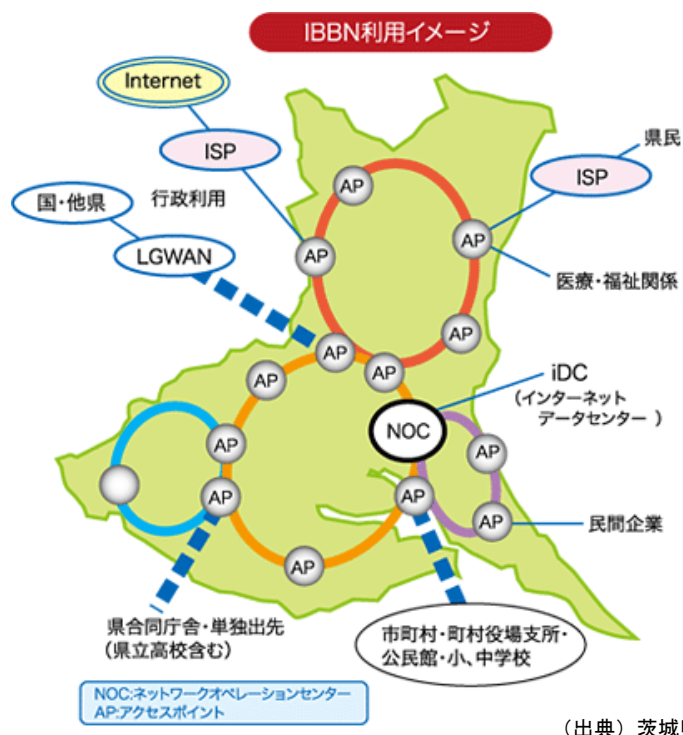
平成15年10月に高速・大容量の情報通信基盤「いばらきブロードバンドネットワーク(IBBN)*」を県と市町村が共同で運用を開始し、この基盤を活用した「いばらき電子申請・届出サービス」をはじめ、電子入札*システム、広域連合電算処理システム、国保連合会情報ネットワークシステムなどの行政サービスを展開しており、今後一層の充実を図ります。

また、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク*である「総合行政ネットワーク(LGWAN)*」を活用し、自治体間や国との情報共有を推進し、地域情報化や電子自治体*を取り巻く様々な課題に適切に対応できるように努めています。

■ 目的・効果

IBBNを活用した行政サービスを推進することで、市民の更なる利便性・快適性の向上を図ることができます。

また、LGWANを活用したLGWAN-ASPを多くの自治体が行政支援サービスのアプリケーションとして共同利用することにより、コストの削減や行政事務の効率化が期待できます。



推進施策	推進区分	担当課
システム共同化の推進	検討	行政経営課

推進方策

[4] GIS（地理情報システム）の活用

■ 概要

土浦市統合型 GIS は、住宅地図や都市計画白図を基に、航空写真や複数の部署が利用するデータを各部署が共用できる形で整備して業務に利用している、市職員用の地理情報システムです。

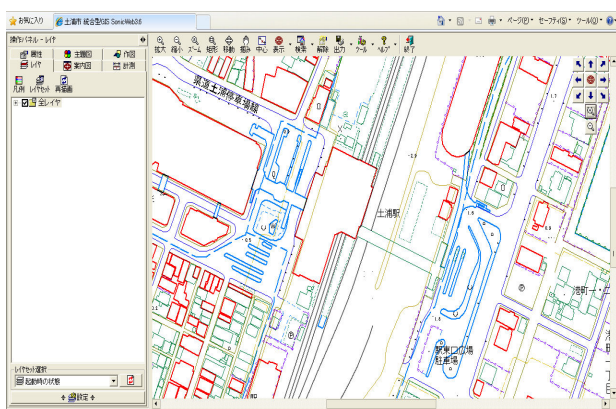
土浦市統合型 GIS を一層活用していくために、データの管理・更新について、部署間連携を図りながら、ルールを明確化するとともに周知を図り、効果的な地理情報の共有化を進めていきます。また、今後、新たに都市計画情報資料をデジタルデータ化し、業務の迅速化・効率化を図ります。

また、今後は市民の方も利用できる茨城領域統合型 GIS (愛称:いばらきデジタルまっぷ) に、土浦市の行政情報データを搭載することにより、市民サービスの向上を図ります。

■ 目的・効果

土浦市統合型 GIS については、各課で整備された各業務固有の地図データを重ね合わせて、総合的に活用することにより、業務の効率化や行政サービスの質の向上を図ることができます。

また、茨城領域統合型 GIS を活用し、行政地図等情報をインターネットサイトから提供することで、市民サービスの向上が期待できます。



「土浦市統合型 GIS」



「茨城領域統合型 GIS」

推進施策	推進区分	担当課
市内GISの活用	拡充	関係各課
茨城領域統合型GISの活用	拡充	関係各課

推進方策

[5] 自治体クラウド導入の検討

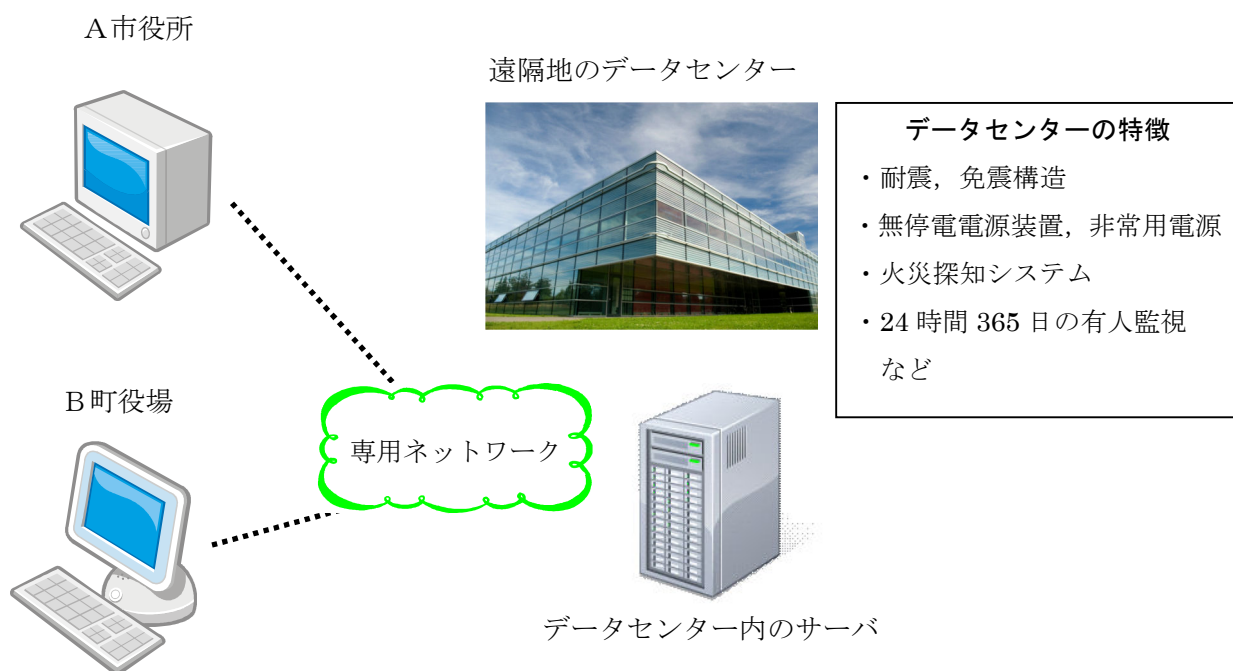
■ 概要

地方公共団体の情報システムをデータセンター*に集約し、複数の市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用が見込まれる自治体クラウド*について、国・県が調査・研究を進めている中、本市においてもクラウド技術を活用した情報システムの導入について引き続き検討します。一方で、データセンター*が遠隔地にあると、ネットワーク*上に障害が発生した際にシステム使用に支障を来す場合もあるので、障害対策についても慎重に調査・研究します。

■ 目的・効果

単独で情報システムを導入する場合と比較して割り勘効果によるコスト削減を図ることができ、また情報システムのデータを遠隔地の堅牢で最新のセキュリティが導入されたデータセンター*で保管することで、セキュリティの向上が図られるとともに管理面においての負担も軽減されるメリットがあります。

自治体クラウドのイメージ図



推進施策	推進区分	担当課
自治体クラウド*導入の検討	検討	行政経営課

推進方策

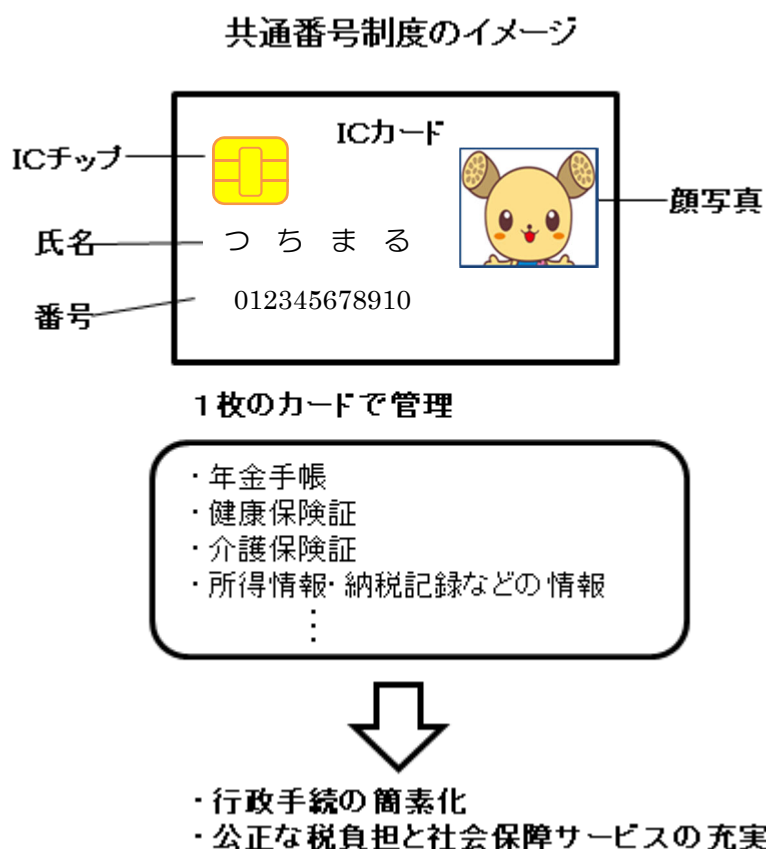
[6] 共通番号（マイナンバー）制度への対応

■ 概要

国が導入を検討している共通番号(マイナンバー)が制度化された場合は、個人や法人に関する情報を業務に必要な範囲で一元的に管理されることで、業務の効率が飛躍的に高まり、行政サービスの充実を図ることが期待されていますが、一方で、自治体が保有する多くのシステムを改修する必要が生じることや、個人情報の保護を徹底する仕組みが求められることが予想されるため、事前の情報収集と十分な準備を行いながら対応を進めていきます。

■ 目的・効果

共通番号制度の導入によって、国民一人一人に付与される共通番号と、行政機関が保有するさまざまな個人の情報との関連付けが行われることで、行政手続の簡素化や公正な税負担、社会保障サービスの充実など、行政サービスの充実が期待されます。



推進施策	推進区分	担当課
共通番号(マイナンバー)制度への対応	検討	行政経営課

推進方策

〔7〕新庁舎移転に伴うシステムと総合窓口の整備

■ 概要

新庁舎移転に合わせ、業務に係るシステム整備においては、様々なネットワーク*や新たなICT機器(タブレット端末等)にも柔軟に対応できる仕様にするとともに、個人情報^{*}の物理的・技術的セキュリティ対策*を強化し、将来の更なる情報化やセキュリティ強化等に対応できるものにします。

また、市民の利便性を高めるために、ICTを活用した各窓口業務間での情報の共有化を行い、複数の担当部署で受け付けている申請・届出手続や証明書交付の窓口の一元化などを図り、窓口機能の最適化・効率化を推進します。

さらに、新庁舎整備時には公衆無線LAN*など新たな行政サービスの展開を図ります。

■ 目的・効果

新庁舎における行政事務の効率化・情報セキュリティ対策*の向上や、新たな行政サービスの展開などにより、市民の利便性の向上を図ります。

ICTの活用により窓口の一元化や各窓口業務間での情報の共有化を行うなど、窓口機能の最適化を図ることで、来庁者の移動の負担軽減や事務手続の時間短縮などの市民サービスの向上と事務の効率化を図ります。



推進施策	推進区分	担当課
新庁舎移転に伴うシステムの整備	新規	行政経営課
ICTを活用した総合窓口の整備	新規	関係各課

推進方策

[1] 機器のセキュリティ対策（不正侵入・ウイルス対策）の向上

■ 概 要

変化し続けるコンピュータウイルス*やハッカー*等の脅威に対し、情報機器やシステムのセキュリティ対策*の強化、情報の暗号化、職員のセキュリティ意識の向上など、情報セキュリティ対策*を総合的に推進し、個人情報や重要情報の保護を図り、時代の変化に対応したセキュリティ対策*を実施します。（ICカード等のユーザー認証や離席時のセキュリティ確保等）

■ 目的・効果

セキュリティの脆弱性*や脅威に対しセキュリティ対策*を強化することで、情報セキュリティ*事故を防ぎ、個人情報や重要情報の保護が図れます。



推進施策	推進区分	担当課
情報セキュリティ対策*の推進	継続	行政経営課

推進方策

[2] ICTによる情報漏洩対策の実施

■ 概要

市の個人情報保護条例やセキュリティポリシー*に基づき、個人情報の取扱いを厳格に行います。

情報の安全を確保するため、データの持出し禁止、安易な放置の禁止、機器の安易な廃棄の禁止、パソコン等の不要な持ち込み禁止、メール等の誤送信の防止などの情報漏洩対策の徹底を図ります。(USBメモリー等の外部記憶媒体の制限を検討)

■ 目的・効果

情報漏洩対策の徹底を図ることで、情報資産(個人情報、重要情報等)を適切に管理でき、また、情報セキュリティ対策*が強化されることにより、対外的な信頼性が向上します。



推進施策	推進区分	担当課
個人情報等の保護対策の徹底	継続	行政経営課

推進方策

[3] ICT人材の育成

■ 概要

ICTを活用した業務の推進や情報セキュリティ対策*の中核を担う高度な知識・技術を持つ人材の育成を計画的に行います。

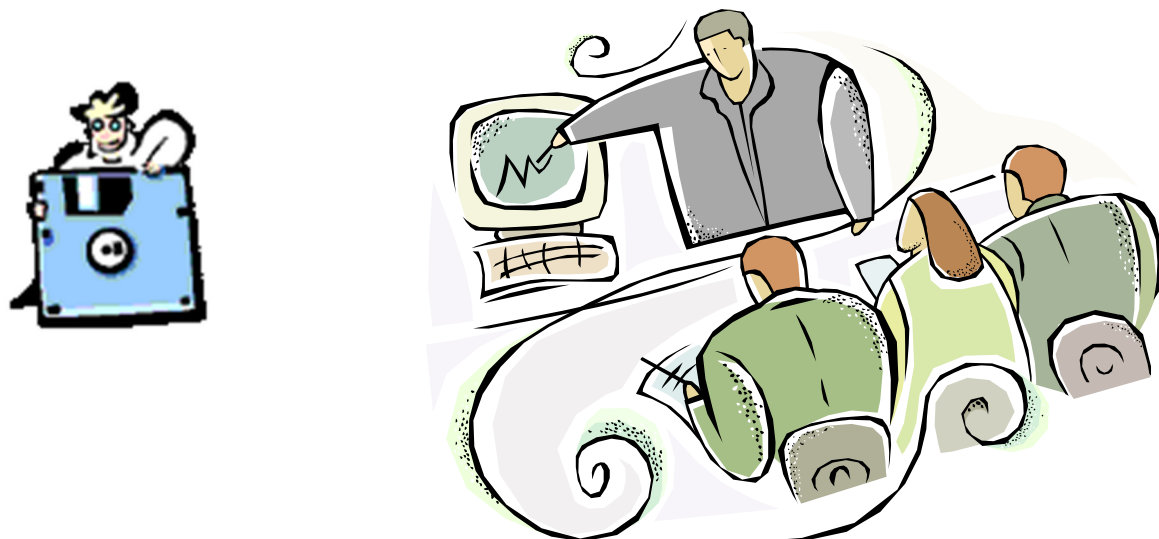
個人情報保護条例やセキュリティポリシー*に基づき保有する個人情報の取り扱いを厳格に行います。

また、全職員を対象にICT研修等を行うことにより、一般職員や管理職職員の情報活用能力の向上と情報セキュリティ*に関する認識を高めます。

■ 目的・効果

ICTに関する高度な知識・技術を持つ人材を計画的に育成することにより、ICT技術の進歩に対応した効率的・効果的な業務の推進と情報管理に万全を期すことができます。

また、全職員がICT機器の活用や情報セキュリティ*に対して正しい知識と技術を習得することにより、庁内の情報セキュリティ対策*が強化され、多様化するリスクに対して適切かつ迅速な対処が図られます。



推進施策	推進区分	担当課
情報化研修の実施	継続	行政経営課
情報セキュリティ*研修の実施	継続	行政経営課

推進方策

[4] ICT—BCP（事業継続計画）の策定と災害時の対策

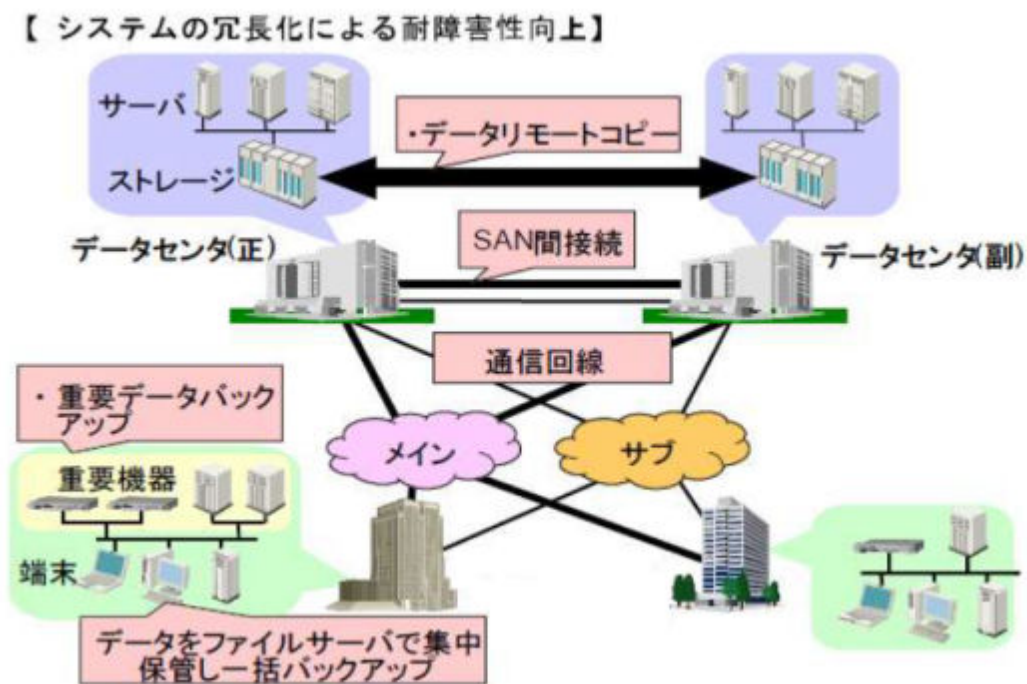
■ 概要

災害など不測の事態による情報システム障害によるサービスの停止等に備え、ICT—BCP*（事業継続計画）やシステム緊急時対応手順マニュアルの作成を行い、全職員に周知徹底を図ります。

事故発生時に迅速に対応できるように、定期的にシステム緊急時対応手順マニュアルに沿った訓練・演習を実施します。

■ 目的・効果

不測の事態による障害発生時において、明確な復旧体制が取れることで、迅速かつ適切な対処が可能になり、市民サービスの停滞やデータの破壊、復旧作業の長期化を防止することができます。



推進施策	推進区分	担当課
ICT—BCP*（事業継続計画）の策定	新規	行政経営課
停電等非常時の訓練の実施	新規	行政経営課

用語解説

50音順

【い】

- ・ **いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）** （P 3 5）
県と県内市町村と共同で運営する高速・大容量ネットワークのこと。
- ・ **イントラネットシステム** （P 1 5）
インターネットの技術を使った，団体や企業等の限定された範囲内でのコンピュータネットワークのこと。
- ・ **インフラ** （P 1， P 5， P 1 9）
インフラストラクチャーの略。社会基盤，社会資本の意味を持つが，ITの世界では，何れかのシステムや事業を有効にさせるために基盤として必要な設備や制度などのこと。

【え】

- ・ **エリアメール** （P 3 0）
気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報，国や地方公共団体が配信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けの緊急速報メールサービスのこと。

【お】

- ・ **オンライン** （P 9， P 1 5）
通信回線などを利用して，コンピュータやネットワークに接続されている状態のこと。
- ・ **オープン系システム** （P 1 5）
公開されている標準に準拠したソフトウェアやハードウェア及びそれらを組み合わせ構築されたコンピュータシステムのこと。

【か】

・各課ホームページ（P 24）

土浦市公式ホームページ内で、土浦市役所内の各課毎に設定されているページ。各課において更新が可能で、最新の情報を掲載することができる。

・各種ホームページ（P 24）

土浦市公式ホームページのリンク集として表示している市長部局以外の土浦市議会、土浦市教育委員会、各学校、土浦市立図書館、土浦市消防本部等のホームページを指す。市長部局以外の行政機関であるため、便宜的に市長部局の各課ホームページと分けて表記している。

・各種団体ホームページ（P 27）

事務局が土浦市役所の関係課内にある団体（土浦全国花火競技大会、かすみがうらマラソン大会、土浦市文化協会、つちうらフィルムコミッション等）のホームページを指す。

【き】

・基幹系システム（P 15, P 16）

地方公共団体の行政情報の根幹となる、住民記録、税務、福祉などのシステム群のこと。

【く】

・クライアントサーバシステム（P 15, P 16）

情報の提供を受けるクライアントと、情報を提供するサーバから構成され、クライアント（顧客）がサーバ（提供者）に対して、要求した情報を受け取ることでさまざまなサービスを提供するシステム方式のこと。

・クライアントPC（P 8）

コンピュータネットワークの中で、サーバが提供するプログラムやデータを活用するパソコンのこと。

・クラウド・コンピューティング（P 3）

ネットワーク、特にインターネットをベースとしたコンピュータの利用形態である。

ユーザーはコンピュータ処理をネットワーク経由でサービスとして利用する。

【け】

・ケーブルテレビ (P 1, P 14, P 27, P 31)

ケーブルテレビ会社の通信ケーブルを用いて提供される、テレビやインターネット接続・電話等の複合的なサービスのこと。

・建設CALS/EC(Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce) (P 33)

CALS/ECとは国土交通省が推進する公共事業支援統合情報システムの略称で、従来は紙で交換されていた情報を電子化(電子納品・電子調達等)し、公共事業の生産性向上やコスト縮減等を実現するための取り組みのこと。

【こ】

・高速通信網 (P 3)

光ファイバーケーブル等を利用し、高速なインターネットサービスの利用が可能な通信網のこと。

・コンピュータウイルス (P 8, P 40)

第三者のプログラムやデータベースに対して、意図的に何らかの被害を及ぼすよう作られた悪意のあるプログラムのこと。自己伝染機能、潜伏機能、発病機能などをもつ。

【し】

・自治体クラウド (P 9, P 17, P 20, P 37)

近年さまざまな分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティングを電子自治体の基盤構築にも活用していくこと。

・自動交付機 (P 15, P 16, P 23)

銀行等のATM(現金自動預払機)と同じように、カードを入れて暗証番号を入力することで証明書の発行ができる機械をいう。

・住民基本台帳ネットワーク (P 15, P 16)

都道府県を通じて全国の自治体を結んだ住民基本台帳のネットワーク。都道府県や国の機関等が基本4項目（氏名，生年月日，性別，住所）を法律で定められた事務に活用することにより，住民のサービスの円滑化を図る。

・ **情報格差（デジタル・デバイド）** （P 5， P 1 7， P 1 9）

パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる，地域間や個人間（年齢等を含む）等の格差のこと。

・ **情報基盤** （P 1， P 1 4， P 2 9）

システムやネットワークを有効に機能させるために基盤として必要となる設備や制度のこと。

・ **情報系システム** （P 1 5）

地方公共団体が行政内部の情報管理を効率的に行うために導入する情報システムのこと。

・ **情報社会** （P 1， P 5）

コンピュータによる迅速な情報処理と，多様な通信メディアによる広い範囲の情報伝達によって，大量の情報が常に生産，蓄積，伝達されている社会のこと。

・ **情報セキュリティ** （P 8， P 4 0， 4 2）

情報資産を安全に管理し，適切に利用できるように運営する経営管理のこと。適切な管理・運営のためには，情報の機密性・安全性・可用性が保たれていることが必要となる。

・ **情報セキュリティ対策（セキュリティ対策）** （P 1 7， P 3 9～4 2）

データやシステム，通信路などをウイルス対策ソフトや暗号化，アクセス制御などを用いて技術的に保護し，機密漏洩や外部からの攻撃・侵入，盗聴，改ざんなどの危険への対策を行うこと。

・ **情報セキュリティポリシー（セキュリティポリシー）** （P 1 7）

企業などの組織における情報資産の情報セキュリティ対策について，総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもののこと。どのような情報資産をどのような脅威から，どのようにして守るのかについての基本的な考え方と，情報セキュリティを確保するための体制，組織および運用を含めた規程のこと。

・ **情報リテラシー** (P 34)

情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のことである。「情報活用能力」や「情報活用力」、「情報を使いこなす力」とも表現する。

【す】

・ **スパイウェア** (P 8)

コンピュータ内部からインターネットに対して情報を送り出すソフトウェアの総称。一般的には、そのようなソフトウェアがインストールされていることや動作していることにユーザーが気付いていない状態で、自動的に情報を送信するソフトウェアを指す。

・ **スマートフォン** (P 1, P 30)

従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することが一般的。また、スマートフォンはインターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワークを通じて音声通信網及びパケット通信網に接続して利用するほか、無線 LAN に接続して利用することも可能

【せ】

・ **脆弱性** (P 40)

コンピュータやネットワークなどの情報システムにおいて、第三者が保安上の脅威となる行為（システムの乗っ取りや機密情報の漏えいなど）に利用できる可能性のあるシステム上の欠点や使用上の問題点

・ **セキュリティ対策（情報セキュリティ対策）** (P 8, P 20, P 39, P 40)

用語「情報セキュリティ対策」を参照してください。

・ **セキュリティポリシー（情報セキュリティポリシー）** (P 20, P 41, P 42)

用語「情報セキュリティポリシー」を参照してください。

【そ】

・ **総合行政ネットワーク（LGWAN）（エル・ジー・ワン）** (P 15, P 16, P 35)

Local Government Wide Area Network の略。地方公共団体を相互に接続す

る行政専用のネットワーク。地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有化による情報の高度化を図るとともに、震ヶ関 WAN（国）と接続し、国の各府省間との情報交換を図るもの

・ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)(エス・エヌ・エス)(Social Networking Service) (P 5, P 24, P 31)

新たな友人関係を広げることを目的に開設された会員制のコミュニティ型ホームページのこと。既存の参加者からの招待がないと参加できないサービスと、誰でも自由に参加できるサービスがある。利用者がお互いのプロフィールをある程度知った上で交流できるため、ICT を活用した人のつながり、仲間同士の交流を重視する点の特徴となっている。

【ち】

・地方税電子申告システム(eLTAX(エルタックス)) (P 23)

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムをいう。

【つ】

・ツイッター(Twitter) (P 5, P 24, P 25)

今していること、感じたことなどを「つぶやき」のような短い文章にして投稿するスタイルのブログサービスの一つのこと。

【て】

・データセンター (P 37)

サーバを設置するために、高度な安全性等を確保して設計された専用の建物・施設のこと。サーバを安定して稼働させるため、無停電電源設備、防火・消火設備、地震対策設備等を備え、ID カード等による入退室管理などでセキュリティが確保されている。

・テレトピア構想 (P 1)

テレトピア構想は、ケーブルテレビ、データ通信等の情報通信メディアを活用して地域の情報化を推進し、地域社会の振興を図ることを目的としている。国は、全国各地で先導的な情報化の取組を行う地域を「テレトピア構想モデル地域」として指定し

た。

・ **電子決済** (P 5)

ある商品またはサービスの代価としてお金を払う場合、硬貨や紙幣などの現金で支払うのではなく、電子データをやり取りすることで支払いを行うこと。

・ **電子自治体** (P 9, P 3 5)

行政分野への ICT (情報通信技術) の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、行政の合理化、効率化及び透明性の向上や住民の利便性の向上を図ることを目的とした自治体のこと。

・ **電子市役所** (P 1, P 1 5, P 1 7, P 1 9)

コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民の方々や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な市役所を実現しようとするもの

・ **電子商取引** (P 5)

インターネットや専用線のようなコンピュータネットワーク上での電子的な情報交換によって、商品やサービスを分配したり売買したりすること。

・ **電子政府** (P 9)

行政分野への ICT (情報通信技術) の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、行政の合理化、効率化及び透明性の向上や国民の利便性の向上を図ることを目的とした政府のこと。

・ **電子入札** (P 1 6, P 2 3, P 3 5)

官公庁の入札担当部局と各入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をそのネットワーク経由で行う方法のこと。

【と】

・ **統合型地理情報システム (GIS) (Geographical Information System)** (P 1 6)

コンピュータ上に地図情報やさまざまな付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示・検索機能をもったシステムのこと。

【ね】

- ・ **ネットワーク** (P 1 5, P 3 5, P 3 7, P 3 9)

通信回線を利用して、複数のコンピュータを接続したシステムのこと。

【は】

- ・ **ハッカー** (P 4 0)

コンピュータ技術に長けた人のこと。または、コンピュータ技術を利用して、ハッキング(システムを解析したり、プログラムを修正したりする行為)を行う人のこと。

- ・ **パブリック・コメント** (P 2 4)

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいう。

- ・ **ハード(ハードウェア)** (P 1 5, P 3 3)

コンピュータ分野ではコンピュータシステムを構成する個々の機器のこと。ハードウェアの略

【ひ】

- ・ **光ケーブル** (P 1 5, P 1 6)

電気信号を光に変えて通信を行う光通信で使用するケーブルのこと。

【ふ】

- ・ **フェイスブック** (P 5)

米国発の代表的な SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の1つである。実名で現実の知り合いとインターネット上で交流をするためのサービスのこと。

- ・ **不正アクセス** (P 8)

ID・パスワード等により利用が制限・管理されているコンピュータに対し、ネットワークを経由して、正規の手続を経ずに不正に侵入し、利用可能とする行為のこと。

- ・ **ブログ** (P 2 4)

Weblog(ウェブログ)の略。ホームページよりも簡単に個人のページを作成し、公

開できる。個人的な日記や個人のニュースサイト等が作成・公開されている。RSS, トラックバック, マッシュアップ, API 公開等の技術が情報の流通を円滑にし, モノ等の販売の起点にも広く使われている。

・ **ブロードバンド** (P 5, P 9, P 14)

日本語に訳すと「広い帯域」という意味。ADSL, 光ファイバーなどの高速な回線によるインターネット接続方式のこと。

【ほ】

・ **ホストコンピュータ** (P 15)

ネットワークを通じて別の機器やコンピュータにサービスや処理能力を提供する大型コンピュータのこと。

【め】

・ **迷惑メール** (P 8)

受信者の同意を得ずに送信される広告・宣伝目的の電子メールのこと。

・ **メールマガジン** (P 24)

電子メールを利用して発行される雑誌のこと。発行元に購読者が自分のメールアドレスを登録することによって, 定期的にメールが届けられるシステムとなっている。

【も】

・ **モバイル** (P 5, P 19)

携帯可能, 移動可能な比較的軽量のコンピュータのこと。昨今では, そのコンピュータを外出先で利用してインターネットなどをすることをモバイルと言われるようになっている。

・ **モバイル端末機器** (P 3, P 5)

携帯して持ち歩ける電子機器。具体的には, タブレット端末やスマートフォンなどをいう。

【ゆ】

・ユビキタスネットワーク (P 1)

あらゆるところで利用可能なネットワークのこと。

生活や社会の至る所で、何ら制約を受けず、自由に、ストレスなく、安心して利用できる情報通信ネットワークや通信サービスの環境のこと。

総務省「情報通信白書（平成16年度版）」によれば、「『いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能』なネットワーク環境」と定義しており、ユビキタスコンピューティングと同義で使われることもある。

【わ】

・ワンストップ行政サービス (P 9)

様々な行政手続を一度の手続で、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。

アルファベット順

【A】

・ADSLサービス (P 14)

Asymmetric Digital Subscriber Line の略。電話線を使い高速なデータ通信を行う技術。電話の音声を伝えるには使わない高い周波数帯を使って通信を行う xDSL 技術の一種で、一般の加入電話に使われている電話線を使って通信する。

【B】

・BCP（事業継続計画） (P 43)

Business Continuty Plan の略。何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと又は業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた包括的な行動計画

【E】

・e-japan（イー・ジャパン）戦略 (P 9)

すべての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて、2001年1月に決定された政府の基本戦略。市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指している。

・ **e-Japan (イー・ジャパン) 戦略Ⅱ** (P 9)

「2005年までに世界最先端のIT国家となること」を目標に進められたe-Japan戦略に続き、「2006年以降も世界最先端であり続ける」ことを目指す『e-Japan 戦略Ⅱ』が2003年7月に発表された。e-Japan 戦略から2年半で各種施策を実施し、第1期としてIT基盤が整備されつつあることを受け、第2期IT戦略としてIT利活用のための方策を示している。

【F】

・ **FTTHサービス** (P 14)

Fiber to the Home の略。通信事業者の局舎からユーザ宅までの間に光ファイバーを利用して、高速のデータ通信を可能とするサービスをいう。光ファイバーは、一般の電話回線を使うDSLと異なって、情報を伝える電気信号の減衰がほとんどないので、通信事業者の局舎から比較的遠距離の利用者にとっても大容量のデータをやり取りするのに適している。

【I】

・ **ICタグ** (P 23)

ICチップとアンテナで構成され、無線などを用いて、リーダ/ライタに接触することなく、ICチップに格納されたID等のデータの読み取り、書き取りを行うタグのこと。

・ **i-Japan (アイ・ジャパン) 戦略2015** (P 9)

内閣の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 戦略本部) が2009年7月に発表した国の情報化の基本戦略。2006年1月に発表した「IT 新改革戦略」を引き継いでおり、2015年までに実現すべきデジタル社会の将来像と実現に向けた戦略がまとめてある。国民 (利用者) の視点に立った人間中心のデジタル技術が、普遍的に国民によって受け入れられるデジタル社会を実現する戦略を目指すという。電子政府・電子自治体分野、医療・健康分野、教育・人材分野の3つを三大重点分野とする。

・ **IT戦略本部** (P 9)

情報通信技術 (ICT) の活用により、生じている急激な社会経済の変化に適確に対応することを目的として、平成 13 年 1 月に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」として内閣に設置された機関

【L】

・ **LAN** (P 29, P 39)

Local Area Network の略。企業内、ビル内、事業所内等の比較的近い距離でコンピュータやプリンタ等の機器を接続するネットワークをいう。

無線 LAN はケーブル線の代わりに電波を使った LAN のこと。

【N】

・ **NPO** (P 28)

Non Profit Organization の略。政府・自治体・企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。一般的に非営利組織と呼ばれる。

【P】

・ **PDCA** (P 9)

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法のこと。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

【S】

・ **SPコード** (P 25)

印刷物に印刷することにより、視覚障害者にも情報の提供ができるようになる文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用の読取装置をあてると音声で文字情報を読み上げることができる。

参考資料

〔平成14年5月1日
訓令第12号〕

土浦市情報化推進会議設置要綱

(設置)

第1条 土浦市総合情報化基本計画(以下「基本計画」という。)を円滑に推進するため、土浦市情報化推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画に基づく実施計画の策定に関すること。
- (2) 実施計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長公室を担任する副市長を、副会長は他の副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

市長公室長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、都市整備部長、議会事務局長、教育部長、消防長

(会議)

第4条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市長公室行政経営課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則(平成16年4月1日訓令第17号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則(平成17年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年8月10日訓令第16号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則(平成19年3月30日訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(土浦市情報化推進会議設置要綱の一部改正に伴う経過措置)

7 この訓令の施行の際改正法附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間に限り、第18条の規定による改正後の土浦市情報化推進会議設置要綱第3条第2項の規定は適用せず、第18条の規定による改正前の土浦市情報化推進会議設置要綱(以下「旧訓令」という。)第3条第2項の規定は、なおその効力を有する、この場合において、旧訓令第3条第2項の規定中「助役」とあるのは「副市長」とする。

付 則(平成20年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年10月23日訓令第9号)

この訓令は、公表の日から施行する。

参考資料

土浦市情報化推進会議委員名簿

No	役職名	氏名	備考
1	副市長	瀧ノ崎 洋之	会長
2	副市長	五頭 英明	副会長
3	市長公室長	小泉 裕司	
4	総務部長	小柳 健一	含 会計課・監査事務局 ・選挙管理委員会
5	市民生活部長	埴 佳樹	
6	保健福祉部長	湯原 洋一	
7	産業部長	塚本 盛夫	含 農業委員会
8	建設部長	木村庄 司	
9	都市整備部長	東郷 和男	
10	議会事務局長	久保田 寿	
11	教育部長	長峰 辰志	
12	消防長	羽成 祐一	

参考資料

第2次土浦市総合情報化基本計画 策定の経過

日付	会議	内容
平成24年 10月24日	第1回 IT推進委員会 推進リーダー会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の考え方について 実施計画(改訂)の総括について 基本計画の素案について
11月16日	第1回 土浦市情報化推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の考え方について 基本計画(改訂)の総括について 基本計画(案)の骨子について
12月 3日	第2回 IT推進委員会 推進リーダー会議	<ul style="list-style-type: none"> 前計画の総括と第1回情報化推進会議の指摘事項について 基本計画素案修正(案)について 基本計画推進施策(案)について
平成25年 1月10日	第2回 土浦市情報化推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 前計画の総括と第1回情報化推進会議の指摘事項への対応について 基本計画案(総論部分)について 基本計画案(各論部分)について 実施計画(素案)について パブリック・コメントの実施及び今後のスケジュールについて
1月18日 ～ 2月 7日	パブリック・コメント による意見募集	市の広報紙及びホームページ等で公表 <ul style="list-style-type: none"> 意見提出者:1名 意見の件数:7件
2月 6日	第3回 IT推進委員会 推進リーダー会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画修正案について 実施計画調査結果について 基本計画概要版について
2月19日	第3回 土浦市情報化推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画パブリック・コメントへの対応について 基本計画修正(案)について 実施計画(案)について

第2次土浦市総合情報化基本計画

平成25年3月策定

発行 土浦市 市長公室 行政経営課

〒300-8686

土浦市下高津一丁目 20-35

TEL 029-826-1111 (直通)

FAX 028-826-3401

E-mail joho@city.tsuchiura.lg.jp